

Title	修正期に至る EU の情報基盤政策
Author(s)	田中, 規久雄
Citation	阪大法学. 2009, 59(1), p. 21-100
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54942
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

修正期に至るEUの情報基盤政策(二)

田 中 規久雄

はじめに

一．EUにおける情報基盤政策の責任主体

二．情報基盤政策黎明期

二一〇 ドロール白書

二一一 バンゲマン・レポート

二一二 第四次フレームワークプログラム

二一三 IDAプログラム

二一四 電気通信市場の自由化指令

二一五 グローバル情報社会へのアクションプラン

二一六 電子商取引イニシアティブ

二一七 プランカート・レポート

三．情報基盤政策確立期

三〇一 第五次フレームワークプログラム

三〇二 G B D e の設立

三〇三 eEurope イニシアティブ

三〇四 電子署名指令

- 三―五 eEconomy 構想
 - 三―六 リスボン戦略
 - 三―七 eEurope 2002 アクションプラン
 - 三―八 電子商取引指令と電子マネー指令（以上本号）
- 四・情報基盤政策拡大期
- 四―一 セキュリティに関する理事会決議
 - 四―二 テレコムパッケージ
 - 四―三 eEurope 2005 アクションプラン
 - 四―四 第六次フレームワークプログラム
 - 四―五 第五次EU拡大
 - 四―六 eEurope 2005 改定版
- 五・情報基盤政策修正期
- 五―一 ウィム・コック・レポート
 - 五―二 リスボン戦略修正
 - 五―三 第七次フレームワークプログラム
 - 五―四 2010
- おわりに―EUにおける情報基盤政策の特徴

はじめに

本稿は、今日の生活、経済に欠くことのできない情報基盤（情報インフラストラクチャー：Information Infrastructure）をとりあげ、EU（European Union：欧州連合）のICT政策の内、インターネットをコアにし

ながら、概ね二〇〇五年三月のリスボン戦略中間評価前後までの状況を鳥瞰⁽²⁾し、それまでのEUの当該政策の特徴について触れるものである。

1. EUにおける情報基盤政策の責任主体

EU域内共通の政策内容は、欧州委員会 (European Commission)⁽³⁾ が提案して、欧州議会 (European Parliament) に諮問し、その結果を受けて閣僚理事会 (Council of European Union)⁽⁴⁾ が採否を決定して、EU指令 (Directive) として採択され、EU官報⁽⁶⁾ で公布されてから、加盟国の国内法化を待つというのが一般的な流れである。指令ではなく、規則 (Regulation) として決定される場合もあり、その場合は加盟国に直接適用され、これに抵触する加盟国の国内法は無効となる。なお、加盟国の対応に問題がある場合、欧州委員会は欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Communities) に提訴⁽⁷⁾ する⁽⁷⁾ ことが⁽⁷⁾ ある。

この中で、情報技術関連政策について現在⁽⁸⁾、欧州委員会の情報社会総局 (Information Society Directorate-General [以下、D⁽⁹⁾G]) が情報社会の推進を、研究総局 (Research DG)⁽¹⁰⁾ がICTを含む研究開発の推進に関する政策を主に立案するという形で、原則的に情報社会政策と技術開発支援は区別されている⁽¹¹⁾。

2. 情報基盤政策黎明期

ドロール (Jacques Delors)⁽¹²⁾ 欧州委員会委員長の下、一九九二年二月に調印されたマーストリヒト条約 (Maastricht Treaty) が一九九三年二月に発効し、EUが誕生した。

ちょうどその頃にインターネットの民間利用が認められ、一九九五年からは営利活動も可能となり⁽¹³⁾、グローバル

な高度情報化時代が始まる。そこで、EUの情報基盤政策がいわゆるIT革命とインターネット社会への対応の基本姿勢を確立した時期を「情報基盤政策黎明期」とした。この時期は、すでに改革がある程度進行していた旧来的な音声電話を中心とする電気通信 (tele-communications) についての大改革があったが、インターネットを含む電子通信 (electronic-communications) 全般については、白書・レポート・イニシアティブ等¹⁴により政策の基本方針を定めることが中心であった。インターネットにひきつけていうと「インターネット導入期」である。

二一ー ドロール白書

EUの情報基盤政策の嚆矢は、EU成立の一九九三年一月に欧州委員会が発表した「成長・競争力・雇用―二一世紀に向けての挑戦と進路に関する白書」¹⁵（通称ドロール白書）である。同年二月のブリュッセルでの欧州理事会にはこれが提案された¹⁶。この白書は本来、労働市場の柔軟性を高めることを強調し、高い失業率に悩む欧州で、二〇〇〇年までに一五〇〇万人の雇用を創出するという目標を打ち出した雇用政策、社会政策提言であって、当時の状況からインターネットについては触れてはいないが、情報社会については「二一世紀のための発展モデルの中心において、この問題がヨーロッパの生き残りあるいは衰退における不可欠の一面である。」と指摘している。欧州規模のネットワークからなるインフラは、欧州規模の競争力の基本であることや、市場の分断を避けるために電気通信サービスでは特に相互接続性及び相互運用性 (interoperability) 確保が必要であることを説き、二大開発テーマとして、「汎ヨーロッパ交通エネルギーネットワーク」とともに「情報ネットワーク」を掲げており、情報通信インフラの重要性を指摘した最初の情報社会化政策としてみる¹⁷ことができる。

具体的には、鉄道、道路等の輸送部門及び電気通信における欧州規模のインフラ構想であるTEN (Trans

European Network⁽¹⁸⁾を景気回復及び雇用の創出と結びつけた欧州情報ハイウェイ構築 (TEN-Talecom)⁽¹⁹⁾が掲げられた。欧州委員会は、TENを「EU全域へのサービス及びネットワークの拡張」と定義しており、電気通信分野におけるTENの主要な目的は、特に加盟国内の通信後進地域のインフラ整備を推進し、域内全体のネットワークとサービスの均質化を図り、社会基盤としての通信基盤の汎欧州性を高めることにあった。電気通信における「EU全域へのサービス及びネットワーク」の普及は、新規サービスの導入という観点で電気通信産業自体の活性化をもたらすのみならず、「深化」に向かうEUの経済活動を支える統合インフラとなると欧州委員会は考えたのである。

このドロール白書の特徴は、「人々こそ最大の財産であり、そこにEU政策の焦点を当てなければならない。」という言葉に見られるように、ICT自体を目的とするものではなく、社会全体を改善する一手段としての情報化であったが、この性格はその後一貫してEUの情報社会化政策を貫いていく。

二二二 バンゲマン・レポート

一九九四年五月二六日には、ドロール白書を受けて、汎欧州電気通信網の整備の具体的な方策・計画作りのために既に設置されていたバンゲマン (Martin Bangemann) 委員⁽²⁰⁾を中心とするハイレベルグループが作成し、欧州委員会 DG-Ⅷ (旧二三総局「電気通信、情報マーケット、研究成果の利用」) が欧州理事会に提出した「欧州理事会への提言―欧州とグローバル情報社会」(いわゆるバンゲマン・レポート)⁽²¹⁾が発表され、ICT政策、情報社会政策の基本的方向性を提示した⁽²²⁾。その後、その報告を拡大・修正する形で、各種のアクションプラン、コミュニケ、指令、調査研究、プロジェクト等が展開された。

バンゲマン・レポートは、まず欧州を情報社会化するためには市場メカニズムが重要で、そのためにヨーロッパの競争力をそぐような固定的な立場を打ち壊す行動が必要だとして、以下のような原則を提言した。

- 新しいダイナミックな経済部門を興すために、起業的な精神を促進する。
- 欧州規模での競争的な情報通信サービスを実現するために、共通の規制を開発する。
- 今以上の、公共投資、財政支援、補助金及び経済統制や保護主義は行わない。

そして、欧州企業が置かれている競争上不利な立場を打開する必要から、早期に以下の施策を実施することを述べた。

(一) 規制枠組

- 独占が維持されているインフラ分野への競争の導入。
- ネットワークの相互接続とサービス等の相互運用。
- 税制の適正化。
- 中小企業、行政、青少年教育の公共的重視（需要作り）。
- 全世界的視野での平等なアクセス保証。

(二) 問題解決

- 知的財産保護。
- プライバシー。
- セキュリティ（電子的、法的）。

- メディア所有者。
- 競争ルール。

(二) 基盤整備

- ネットワーク。
- 基本サービス。
- アプリケーション…遠隔労働（テレワーク）、遠隔教育、大学・研究機関ネットワーク、中小企業のための Telematics（後述）サービス、道路交通量管理、航空管制、健康管理ネットワーク、電子公共調達、全欧州行政ネットワーク、都市情報ハイウェイ。

これらは、後の eEurope 計画以後もほとんど引き継がれている。

インターネットについては、わずかではあるが、基盤整備のところで触れられている。

「電子メール、ファイル転送、インタラクティブマルチメディアといった新しい基本サービスが求められている。必要な技術はある。現在の電話の限界を超えた ISDN のような新しいネットワークも発展中である。」

そうしたサービスには二つの基本的要素が必要である。明確な標準と立ち上がるだけの需要である。遠隔通信の魅力は通信できる相手の数に直結する。新しいサービスは一定数の顧客がいないと立ち上がらない。インターネットのように、一度この需要が達成されると成長率は劇的に伸びる。

インターネットは中央統制されない、全世界のネットワークのネットワークである。実際、誰かがインターネットを所有しているわけではない。今日、百カ国以上、二〇〇〇万ほどのユーザーがいる。インターネットでは電子

メール、議論フォーラム、情報交換等が提供されている。インターネットはあまりに大きく、あまりに急速に発展しているので、無視するわけにはいかない。殊に重大なセキュリティ問題等の欠陥もある。とはいえ、我々欧州人はインターネットの進化を仔細にフォローし、相互結合の発展において、より積極的な役割を果たすべきことを考えるべきである。」⁽²³⁾

一九九四年七月一七日に欧州委員会はバンゲマン・レポートを受け、「情報社会に向けて欧州が取るべき方策―アクションプラン（最終版）⁽²⁴⁾」を発表した。

この行動計画の中心目的は、以下の三つであった。

- ・ 通信サービスとインフラストラクチャーの自由化の加速。
- ・ ICT関連の研究開発の強化と方向修正。
- ・ すべての欧州政策における情報社会促進のための要素の考慮。

また、この行動計画は以下の点で革新的なものであった。

- ・ 既存の施策、計画及び今後予定されている施策等の行動計画を網羅的に整理し、実現時期に関して目標とする期限を明確化した。
- ・ 規制及び法的枠組に関しては、一九九四年末までにグリーンペーパー（討議資料）を発表し、具体的な自由化実施時期、範囲、方法等を決定する。
- ・ 相互接続ルールの確立、開放的なネットワークアクセスの確保を図ること、また、標準化の重要性を強く認識する。

二一三 第四次フレームワークプログラム

EUは、持続的な経済成長、産業競争力強化、雇用創出、社会変化への対応に向けて、欧州の国際競争力の基盤を強化するため、ICTを含む科学技術振興の立場からの研究開発としてフレームワークプログラム（FP… Framework Programme for Research and Development）を実施している（担当、研究総局）。これは、製造産業の国際競争力が日米に比べて劣っていると懸念が強まり、従来各国で個別に進められていた研究開発活動を一つの枠内に吸収し、連続性を維持、強化することを狙いとして、一九八四年に総合的研究開発政策としてスタートしたもので、EU自身が助成金を拠出している。

また、EUの共同研究開発プログラムとしては、この他にボトムアップ的な競争的資金の意味合いの強いEUR EKA（欧州先端技術開発戦力計画）等、EUが支援し各国が推進するタイプもある⁽²⁵⁾。

一九九四—一九九八年を実施期間とする第四次フレームワークプログラムは、補助金総額一三三億ECU（約一・九兆円）であった。情報化に関連するテーマとしては、ACTS（Advanced Communications Technologies and Services：先端通信技術サービス⁽²⁷⁾）、ESPRIT（European Strategic Programme for Research and Development in Information Technology：欧州情報技術基盤⁽²⁸⁾）、TELEMATICS（Telematics Applications：ITと通信の統合アプリケーション⁽²⁹⁾）等が組み込まれた（表一参照）。

表一 第四次フレームワークプログラム時の欧州情報技術振興事業一覧⁽³⁰⁾

プログラム	プログラムの目的	プログラムのタイプ	産業部門	支出機関	資金源	金額	期間
“ACTS” Advanced Communications	研究・開発		通信技術	第XII総局B	EU	七億三八〇〇万 米ドル	一九八四— 一九九八

Technology and Services	研究・開発	助成金	情報技術	第Ⅲ総局F	EU	二二億九二四〇万米ドル	一九九四—一九九八
“ESPIRIT4” European Strategic Programme for Research and Development in Information Technologies	研究・開発	助成金	通信技術 (テレマ ティクス)	第Ⅲ総局C	EU	一〇億四三〇万米ドル	一九九四—一九九八
“Telematics” 2C	研究・開発	助成金	情報技術	6 第Ⅲ総局E	EU	一六五〇万米ドル	一九九六—一九九八
“MLIS” Multilingual Information Society	研究・開発	助成金	情報技術	欧州委員会	EU	FP4—一六億六〇〇万米ドル。ITに二億二七〇〇万米ドル(内一五%は英)。	一九九四—一九九八 FP5が 近い)
ESPRIT (FP4の一部)	研究・開発	助成金	製造業研究 機関	欧州委員会	EU	執行中(審査中 または支出済 み)	一九八五— 未定
EUREKA	知識移転	助成金					

二一四 I D Aプログラム

一九九五年には、EU内の政府系機関でデータ共有を促進していく電子政府化プログラム (I D A : Inter-change of Data between Administrations)⁽³¹⁾ も開始された。これは統合市場強化と欧州連合の政策適用支援計画であり、具体的には、メンバー国の環境関連機関や医薬品管轄機関間のデータ交換システムの構築等、セクター別に電子的手段を活用するシステム設置を中心目的にしていた。

初期のI D Aプログラムは、欧州の各国のカウンターパート機関を、汎欧州の Telematics ネットワークでネットワーク化し、EUの政策と活動をサポートすることを目的としていた。プログラムは、一九九四年のバンゲマン・レポートの提言を推進するものであり、当時、欧州委員会D G - III (旧第三総局「産業」) が統括した。

I D Aの主要な作業は、次のようなアクションラインによって実施された。

- 重点分野における部門ネットワークの促進。
- 部門ネットワークが使用する相互運用可能な手段の開発。
- ネットワークの利益を共同体の産業・市民に拡大。
- 国の機関との協調。
- 他の関連サービスとの協調。

I D Aの活動の一つである「部門ネットワークが使用する相互運用可能な手段の開発」では、ネットワーク内及びネットワーク間の相互運用性を進めるには、様々な部門ネットワークを横断する水平的手段が必要になる。これに対してI D Aは共通課題を分析、解決し、及び部門ユーザーの要求に応え最良の方法を促進するように調整され

たアプローチを提供する。これには技術だけでなく、組織、法律、文化的な面が関係するため、次のような政策を取るとされている。

- 総合的サービス一覧の作成と、そのようなサービス、例えば欧州連合加盟国の政府機関における情報交換のための技術仕様である TESTA - II (Trans-European Services for Telematics between Administrations - II) ネットワークサービスへの移行のサポート。
- 部門アプリケーション用の共通ツールの開発。
- 法的障壁の除去とセキュリティ手段、特に公開鍵インフラの構築。
- 情報コンテンツ相互運用性の向上と、特定部門ネットワークでのパイロットアプリケーションの確立。
- イニシアティブに関する国や地域の情報収集、広報。
- 品質保証プログラムの設計と実施。
- 最良方法の促進と部門プロジェクト間の交流、加盟国で一連の啓蒙イベントを組織。

IDAは一九九五年から一九九七年までが第一フェーズで、第二フェーズの一九九九年七月に運用方針が修正され、より水平的な活動として、行政機関間のデータ交換システム相互の相互運用性を重視するようになり、技術的には相互運用のための共通ツールや技術を開発するプロジェクト援助、組織体制等については相互運用のためのガイドラインや模範例の同定と普及等を行った。この第二期プログラムはIDA-IIとして、eEuropeにおいて電子政府のテーマが重要になった二〇〇一年の動きを受け、いっそう水平的な活動強化がされた。それまでの活動は技術的な解決が中心であったが、相互運用性確立のため、行政機関におけるバックオフィス作業の再組織等、組織

法制、労働文化にまで活動が拡大されたほか、企業や市民に対する行政サービスの効率化も進んだ。IDA IIは二〇〇四年まで継続し、後にIDABC (Interoperable Delivery of European eGovernment Services to Public Administrations, Businesses and Citizens)⁽³³⁾ となつて、より民間を意識した活動を行っている。

二一五 電気通信市場の自由化指令

当時、放送・電話・オンラインといったサービスは、別々に提供され、通信媒体もそれに応じ別々になっていた。これらは異なるネットワークで運営され、テレビ受像機、電話、コンピューターといった異なる「プラットフォーム」で使われており、それぞれが、異なる法律と異なる規約で規制されていた。

しかし、高速デジタル伝送技術の出現により、同じネットワーク上で様々なサービス、例えば、電話、テレビ、インターネット等を統合して利用できるコンシューマ端末を使うことが可能になった。

また、電気通信会社、媒体会社及びIT会社は、デジタル技術の柔軟性を活用し、国際的、世界的なスケールへと成長を続けながら、以下のようなサービスを提供できるようになった。

- インターネットのテレビ受像機への配信サービス。
- デジタルテレビデコーダ及び携帯電話を経由した電子メール及びWWWへのアクセス。
- インターネット上のラジオ及びテレビ番組のWebキャスト。
- 音声電話へのインターネット利用。

以上のような認識からは、サービスとインフラの融合 (convergence) が問題になってくる。⁽³⁴⁾

一九八二年にはイギリスで競争が導入されたが、実態は寡占状態であり、⁽³⁵⁾その他の欧州諸国でも一般的にサービスの自由化は進んでいなかった。そこで、一九八四年五月、欧州共同体（EC）委員会は、テレコム領域におけるアクションプランを発表、さらに一九八七年六月、域内電気通信産業の強化は、一九九二年を期限としたEC市場統合⁽³⁶⁾を達成するための必要条件であるとした「ダイナミックな経済に向けて—電気通信サービスと端末機器の共通市場の発展に関するグリーンペーパー⁽³⁷⁾」を発表し、サービスや機器の「自由化」と、共通技術基準の策定並びに意思決定を急がないという二つの意味を持つ「調和化」⁽³⁸⁾の大方針の下、以下の事項等が電気通信政策推進の原則として確認され、以降の電気通信政策の改革における指針となった。

- 主管庁⁽³⁹⁾のインフラ独占は認める。
- 基本音声以外の電気通信サービスの完全な自由化。
- 共通技術基準をめざす。
- 競争サービス提供者への利用条件の明示等、ONP（Open Network Provision）への規制。
- 電話機以外の端末機器市場の自由化。
- 担当主管庁のもつ規制機能と運営機能とを分離。
- ローマ条約（当時）のEC競争法への適用。

一九八八年二月、欧州委員会は、一九八七年グリーンペーパーによって提言された通信政策について、具体的な実施期限を確定し、市場統合に向けた行動の優先順位を定めた「一九九二年におけるヨーロッパ共同体全域の競争的電気通信市場に向けて」⁽⁴⁰⁾というアクションプログラムを採択、⁽⁴¹⁾一九八八年五月には主管庁による端末独占を撤廃

する「端末自由化指令」⁽⁴²⁾、一九八九年二月には「EC電気通信政策のガイドラインの設定」(閣僚理事会)、一九九〇年六月には基本音声以外の全サービスの自由化を義務つける「サービス自由化指令」⁽⁴³⁾、同日「ONP枠組指令」⁽⁴⁴⁾、一九九一年四月の端末機器型式認定の域内調和を目的とした「端末相互認証指令」⁽⁴⁵⁾といった主要な指令等を発表し、一九九〇年代前半にはVAN (Value-Added Network: 付加価値通信網) や端末等が自由化された。

一九九二年一〇月、欧州委員会は音声電話の競争化を求める「電気通信分野における現状の見直し」⁽⁴⁶⁾を公表、これを一九九三年七月の電気通信閣僚理事会に提出し、会議では九八年までに公衆音声通信を自由化することが合意された。

この後、先述の一九九三年二月のドロール白書、一九九四年五月のバンゲマン・レポート、一九九四年七月の欧州委員会「高度情報化社会に向けて欧州が取るべき方策―アクションプラン」等を経て、一九九六年三月、欧州委員会は「電気通信市場における完全競争の実施に関してサービス自由化指令を修正する委員会指令」⁽⁴⁷⁾(いわゆる、完全自由化指令)を採用する⁽⁴⁸⁾。

「完全自由指令」の内容は以下のようなものであった。

- ・ 各国規制機関の特別権、排他権の撤廃。基本音声サービスは一九九八年一月一日までに⁽⁵⁰⁾、基本音声サービスを除く代替インフラ(CATV等)の利用は一九九六年七月一日までに実施。
- ・ 参入手続の非差別化、透明化の措置。
- ・ EU加盟各国は一九九七年一月一日までに相互接続に係わる条件を公開する。
- ・ 電気通信事業者は自社の音声サービス及び公衆交換網サービスに対し、客観的な基準に基づく非差別的、公平、透明な条件により、相互接続を提供しなければならない。一九九七年六月までに公開すること。

・ユニバーサルサービスの提供に関する費用負担義務は、公衆電気通信網を提供する事業者にのみ課す。また、通信事業者が実際のコストに基づいた料金設定を行い、そのため通信事業者にサービス料金のリバランシング（価格改定）を行うことを認める。一九九八年一月一日までに料金リバランシングが完了できない場合は、リバランシングに関する計画書を欧州委員会に提出する。

・電気通信以外の特別権、排他権を与えられている企業が、音声サービスや公衆電気通信網を提供する際には、本来業務との会計分離を行う。

・ネットワーク整備が遅れている、又はネットワーク規模の小さい一部のEU加盟各国については、猶予期間を認める。

・電話帳の発行及び番号案内サービスを自由化する。

一九九七年三月には、「認可、免許付与に関する共通枠組指令」⁽⁵²⁾（いわゆる「ライセンス指令」）が採択され、特別な場合を除き、限定された免許の発行を認めないこととなった。特別な場合として、欧州連合理事会は、事業者に対しユニバーサルサービスの提供に財政面で貢献することを認可要件としたり、ユニバーサルサービス等の義務を課したりする場合、個別限定的なライセンス発行を認める等の権限を各国に与えた。

一九九七年六月には、相互接続交渉に係わる規制の撤廃や顕著な市場支配力（SMP：Significant Market Power）を有する事業者の義務等を定めた「相互接続指令」⁽⁵³⁾と、ユニバーサルサービスを利用者の居場所にかかわらず、利用者にとって負担可能な料金で提供される最低限のサービスと位置つけた「音声ONP修正指令」⁽⁵⁴⁾を、一九九七年二月には、欧州委員会が「完全自由化指令」に基づき、「電気通信、メディア、情報技術分野の融合

と規制への影響（グリーンペーパー）―情報社会化に向けて―を発行した。これに基づき、情報通信分野における融合化が同産業界に及ぼす影響やその速度と、融合化に向けた規制の在り方について、広く関係各界に諮問等を行い、一九九八年にはグリーンペーパーに関する公開協議も行われた。

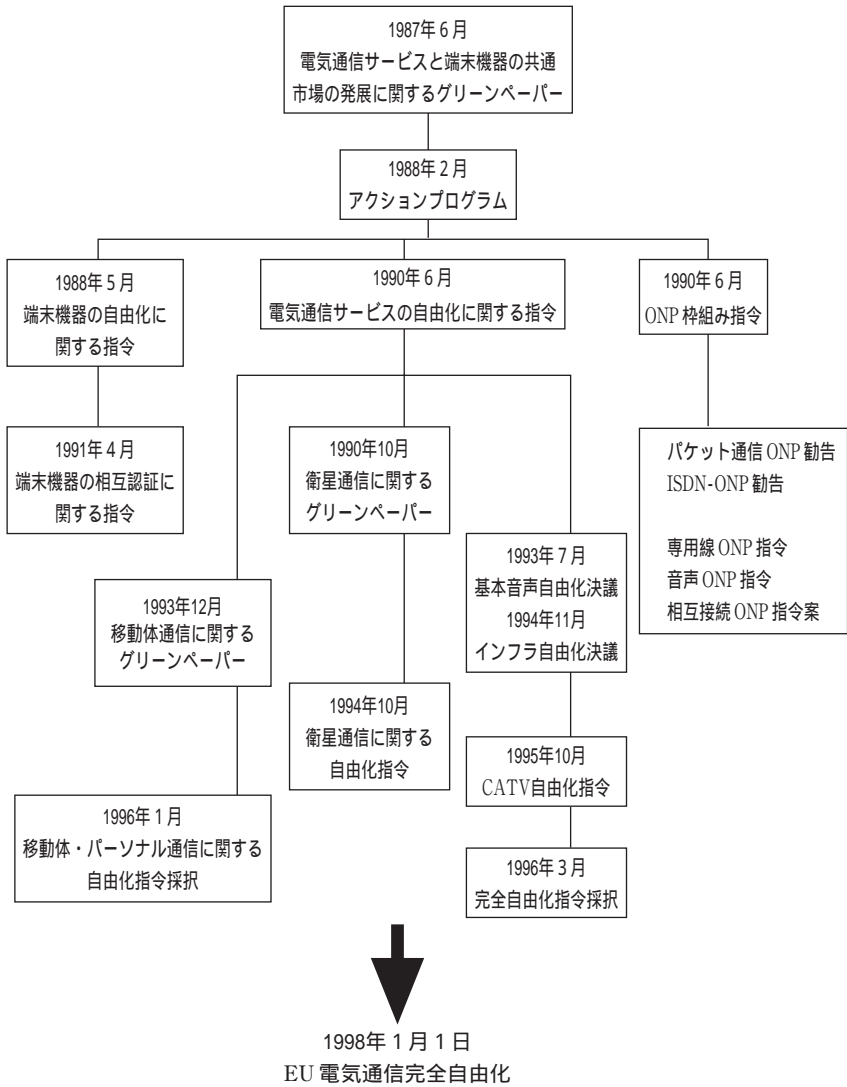
その一九九八年一月には、上述の「完全自由化指令」によってインフラと基本電話サービスが市場に開放され、全面自由化が行われた。

また、一九九八年体制では、「顕著な市場支配力（SMP）」をもつ事業者とは、シェア以外の基準も考慮されるが、主として関連する市場において二五%以上の市場シェアを有する事業者とされ、SMP事業者に対しては指令により定められた規制を課すものとされていた。⁵⁷⁾

利権をめぐる「調和化」が破綻しない範囲で、徐々にできるところから「自由化」していったEUの流れを図一に示す。⁵⁸⁾この完全自由化されたEU通信市場の法的枠組は、サービスごとに個々の市場を規律しているこうした二〇の指令や決定（後述）であった。可能な範囲で共通ルールをコツコツ定めていくというのはEUの一般的性格であり時間がかかるのだが、EUは「調和化」を崩さず、電気通信とメディア等の融合に向けた「自由化」をこうして制度化し、二〇〇〇年二月三日、猶予期間を与えられていたギリシャの実施によりそれが実現した。

二一六 グローバル情報社会へのアクションプラン

一九九六年六月にバンゲマンは「IS (Information Society) におけるヨーロッパのビジョン」と題する講演で、「ITは強力な道具であるが、経済的・社会的目的の達成のための手段にすぎず、その理由から情報スーパーハイウェイではなく、ISについて話すのである。」と述べており、⁵⁹⁾ ISのためのICTであることが、EUのICT



図一 「完全自由化指令発効までの流れ」

政策の基底的指導的理念であることが窺える。

そうした考え方のなかで、一九九六年七月に欧州委員会はドロール白書を受け、グリーンペーパーとして「情報社会における暮らしと仕事―人々が第一」⁽⁶⁰⁾を発表する。ここでは人間中心の情報化の思想に基づき、情報社会の「社会」的側面が強調され、ICTがもたらす社会的変革が非常に大きいことを市民に認識させ、その過程で生じる問題について解決策を示して市民の疑問に答え、その理解、参加を求めた。

このグリーンペーパーにおいて欧州委員会が指摘する問題は、「雇用問題」及び「民主主義と平等」の二点である。

「雇用問題」については、ICTは労働のスタイル、企業組織、ひいては社会全体を変革してきたが、今後さらなるICTの発展が進むことで、ICTと教育・研修、及び組織の変革をも同時に進めていく必要があるとし、また、ICTは労働者の必要技能に大きな変革をもたらすため、今後の雇用政策では人的資源の強化に重点を置いた政策を行わなければならないと指摘した。

「民主主義と平等」については、情報社会は市民参加型の社会となることを保証するものであり、ICTは人々によって利用されるべきであること、また、情報を「持つ者」と「持たざる者」との間の不平等（デジタルデバイド）を作り出すものではないことを指摘した。

EUではISという言葉に象徴されるように、手段としての情報ハイウェイのみならず、その構築の結果として生み出される新たな形態の社会に重点が置かれている。EUにとって情報社会は、経済的側面のみならず、「EU統合」を市民に広く浸透させるための政治的意味をもつものでもある。つまり、情報社会の到来は、EU統合に象徴的な意味を持つ「汎欧州ネットワーク」の実現のみならず、情報公開等、統合手続きの民主化の手段としての意

味を持つ。従って、EUにおいては、情報社会に対する市民の意識を呼びおこし、参加を促していくことは、EU統合への市民の参画を促すことにもつながるとの認識に基づいている。

また同じ一九九六年七月には、コミュニケ「欧州連合の政策における情報社会の意味」で四つの優先事項（ビジネス環境の改善、将来への投資、人間の尊重、グローバルな課題への対応）も示され、これに基づき欧州委員会は一九九六年十一月、「グローバル情報社会最先端欧州のアクションプラン（一九九七年六月改訂）」を発表した。

このプランは二つの部分から成っている。一つは、進捗状況による部分（パートA…今後のアクション、パートB…保留及び継続中）、もう一つは、上述の一九九六年七月のコミュニケの四つの優先事項に対応する部分である。上述の四つの優先事項に関しては、今後アクションが必要だとして、以下のように示されている。

(一) ビジネス環境の改善

効率的な通信ネットワークの整備と単一市場原理の適用により、ビジネス環境を改善する。例えば個人向け衛星通信サービス等、中小企業等のビジネス活動に新技術の導入を促進させる。また、電子商取引（eCommerce）の導入に必要な電子署名、著作権、データ保護等の条件を整備する。

特に当時よく議論されていた電子商取引に関しては以下のように示されている。

- ・アクション（一〇二）…「電子商取引における電子署名を含む安全なトランザクションに関するコミュニケ及び指令」⁽⁶³⁾（一九九七年欧州委員会採択予定）。内容は、ネットワークを介しての商業的トランザクションのために必要な枠組の樹立を目的とするイニシアティブ。

- ・アクション（一〇三）…「電子商取引のための欧州標準イニシアティブに関するコミュニケ」⁽⁶⁴⁾（一九九七年第一・四半期欧州委員会採択予定）。内容は、電子商取引の標準における欧州の位置づけの分析。電子商取引

サービスに対する技術的障害の明確化。特に中小企業のコミュニケーションのため、標準の普及に関する提案を行う。

（二） 将来への投資

将来への投資として、情報社会が学校の教室から始まるという認識が重要であり、加えて、情報社会における生涯学習も重要視する必要がある。

（三） 人間の尊重

生活や労働における人間の尊重が必要である。また、プライバシー等の基本的権利や自由の保護も重要な要素である。雇用に関しては、電子商取引、コンテンツ制作といった事業が新たな雇用機会を創出するであろう。

（四） グローバルな課題への対応

情報社会においてはグローバルルールの設定が本質的に重要である。グローバルルールには、市場アクセス、知的財産権、プライバシー、データ保護、有害・違法なコンテンツの扱い、税制、情報セキュリティ、相互運用性、技術標準が含まれる。

二一七 電子商取引イニシアティブ

またこの時期は電子商取引政策が進んだ。まず一九九七年四月二六日、欧州委員会が「電子商取引に関する欧州イニシアティブ」⁽⁶⁵⁾を発表した。

これは以下のような問題意識を訴えている。

- 中小企業の多いサービス部門が、電子商取引を受け入れて競争力を高めることができるような環境を作ること

が、欧州にとつての重要課題である。

- ・状況分析として米国のリードを認めるが、欧州の強みを結集することによって打開が図れること。
- ・二〇〇〇年を目標とする「整合性のある枠組作り」を緊急事項として実施すべきこと。

そして、こうした政策実施による欧州のメリットとして、以下の諸点等を挙げている。

- ・通信を自由化して形成される欧州単一市場は米国市場より大きいこと（EUの人口規模は約四億人）。
- ・通貨統合の結果生まれるユーロ通貨は同様の強みになること。⁽⁶⁶⁾
- ・欧州には技術及びインフラにおいて強い基礎があり、強力な通信事業者の存在やスマートカード等の豊富な実績を有していること。

以上のような前提の下、今後世界的な発展が期待される電子商取引のために、それらの基盤技術の研究開発（R & D : Research & Development）を含み、以下のようなアクションが必要であるとした。（表一に詳細を示す。）

（一）通信市場の自由化を含む、「グローバル市場へのアクセスの確保―基盤、技術、サービス」

高い通信料金が欧州の電子商取引における大きな障害だったが、規制緩和によって低価格化、料金制度の弾力化が進んでいる。今後は、通信容量の拡大や広帯域インフラの提供がより重要な挑戦課題になっている。

相互運用性の確保も電子商取引を進める強力なインセンティブである。特に、セキュリティ技術、決済システムが重要である。

(一) 「適切な規制枠組の創出」

単一市場において電子商取引の便益を拡大するためには、規制緩和とともに、企業と消費者との間との信用システムの構築が重要となる。そのためにはセキュリティ技術開発とともに法制度の確立が必要である。

(二) 「望ましいビジネス環境の推進」

望ましいビジネス環境を作るために、企業間並びに消費者向け電子商取引に関する認識を高め、模範事例（ベストプラクティス）導入に関する研究を推進する。

表二 電子商取引に関する欧州イニシアティブのアクションプラン⁽⁶⁷⁾
グローバル市場へのアクセスの確保・基盤、技術、サービス

<ul style="list-style-type: none"> 電気通信自由化パッケージの、加盟国による完全実施の確保。 	一九九八年一月一日まで
<ul style="list-style-type: none"> WTO基本電気通信協定 (WTO basic Telecommunications agreement) の、署名国による完全実施の達成。 	一九九八年一月一日まで
<ul style="list-style-type: none"> ITAとMRA (IT製品の関税、非関税障壁の除去のための協定) の実施。 	実施中
<ul style="list-style-type: none"> R&DとTEN-TELECOMプログラムを通じた、欧州産業とインターネットの展開・広帯域基盤の提供を行う公共組織の積極的協力の促進。 	一九九七年中
<ul style="list-style-type: none"> ESPRIT研究開発プログラムにおける電子商取引に関する重要テーマの実施 さらに適切な研究開発プログラムの焦点化。 	一九九七年三月一日 - 一九九八年末
<ul style="list-style-type: none"> FP5で技術開発と実施の優先事項として電子商取引を取り上げること。 	実施中
<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引についての欧州標準化イニシアティブに関するコミュニケーションの採択 (アクションプランととも)。 	一九九七年七月
<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引のための標準化プロジェクトについての特別のアクションの創設。 	一九九七年六月

<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル標準化会議の組織化（ブリュッセル一九九七年一〇月一―三日） ・EUの研究開発プログラムの範囲内で、CEEC（Committee of European Economic Cooperation）/ MAD（Council Directive 96/98/EC on Marine Equipment）/ G-SMA（Single Market Economy）のためのグローバル市場における国際協調のための特別のアクションの創設。 	<p>一九九七年一〇月 一九九七年中</p>
<p>適切な規制枠組の創出</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引に影響する、単一市場障壁と法的不確実性を同定する。 ・電子決済、遠隔金融契約、著作権と著作権隣接権、受信制限の法的保護、電子署名といった分野における規制イニシアティブの創設。 	<p>実施中 一九九七年末</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・単一市場での格差問題、専門職の規制、商業通信、契約法、会計、電子決済詐欺、データセキュリティ、データ保護、産業財産、直接間接の税制、公共調達に関するさらなるイニシアティブの必要性の評価。 	<p>実施中</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・殊にデータセキュリティ、データ保護、産業財産、税制における電子商取引の妥当なグローバル規制枠組に到達するための適切な多国間、二国間フォーラムにおける国際的な対話の強化。 ・一九九七年七月六―八日ボンでのグローバルインフォメーションネットワーク担当相会議（Ministerial Conference on Global Information Networks）をドイツ政府とともに開催する。 	<p>実施中 一九九七年七月</p>
<p>好ましいビジネス環境の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引への消費者アクセスの推進を含む、情報社会の消費者情勢についてのコミュニケーションを採択する。 	<p>一九九七年六月</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ユーロ管理（Euromanagement）プログラムを立ち上げ、単一市場経済（SME）のためのユーロの推進と並んで、観光部門における電子商取引の利用のための欧州の協働機構を設定する、特別なユーロ情報センター（Euro-Info-Centres）イニシアティブを執行することによって、電子商取引への認識と、模範事例を推進する。 	<p>一九九七年末</p>

<ul style="list-style-type: none"> 新規の先導的模範事例、広範囲の啓蒙活動、ICT研究開発を用いた行動の促進、革新化標準化プログラム、地域支援基金の創出と支援の強化。⁽⁶⁸⁾ 	一九九七年九月
<ul style="list-style-type: none"> 電子調達の展開を促進するアクションプランの提案。 	一九九七年末
<ul style="list-style-type: none"> IDAにおける公行政に関連する相互運用性問題に対処するガイドラインと対策の提案。 	一九九七年九月
<ul style="list-style-type: none"> 委員会が電子商取引の先導的利用者となるようなアクションプランの提案。 	一九九七年末
<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引のための、Leonardo や Socratesと⁽⁶⁹⁾いったプログラムのような、学習訓練イニシアティブ。 	一九九七年中
<ul style="list-style-type: none"> 専用ウェブサイトの設立を含む、欧州での電子商取引についての公的な対話の活性化。 	一九九七年四月

二一八 ブランカート・レポート

一九九五年五月には欧州委員会D G・V (旧第五総局「雇用、労働関係、社会問題」) が、情報社会の諸問題について討議する専門研究グループ「情報社会の社会的及び全社会的側面に関するハイレベル専門家グループ」(High level group of experts on social and societal aspects of the information society) を設置した。

ブランカート (Hans Blankert) を長とするこのグループは、一九九六年の一月に中間報告を提出し、一九九七年四月に最終報告「われわれすべてのための欧州情報社会の構築」⁽⁷⁰⁾を完成させている。

この報告については以下のように評されている。⁽⁷¹⁾

「この報告をとりわけ興味深いものにしてているのは、これまでの情報社会に関する議論が『技術やインフラ、情報やコミュニケーションテクノロジーをひろげるための経済環境に関する議論に終始』していたことを反省して、

情報社会が『社会的に根を持つ』ことの必要性、あるいは情報社会の『社会的なイシュー』を説明することの重要性を強調しているからである。

この専門家グループのビジョンによれば、今出現しつつある情報経済から、様々なモデルの情報社会が作り出され、そして究極的には知識社会、さらには知恵 (wise) 社会が作られていくと言う。ここで情報社会と言われているのは、『低価格の情報、データ蓄積、伝達テクノロジーが一般的に使用されている社会』を指す。そこで、実際には様々な情報社会のモデルが出現してくるだろうが、その差異を作り出すのは、『どれだけ社会的排除を避け、社会的に不利な条件に置かれた人々に、新しい機会を提供していけるか、その度合いにかかっている。』換言すれば、よりよい情報社会を創造するには、『連帯という強固なエートス』が必要不可欠なのである。こうして実現する情報社会において、構造化されていないデータや情報を分類、分析、処理、省察する事を可能にする知識を、さらには『社会のあらゆる側面の質を改善する為に使われる知恵』を獲得して、われわれは知識—知恵社会を目指さなければならない。情報社会は決して目的ではありえない。

このグループの立場を支える基礎理論は、大別すれば二つある。一つは、情報コミュニケーション技術は、従来の技術が物質的な財や資本装置と相補的だったのに比して、人的な資源やスキルへのインベストと相補的である、との認識である。従って、情報社会というのは人材育成社会でもあるというのである。第二に、如何に新しいテクノロジーが重要であるとはいえ、それを外生変数とは考えず、それをあくまでも社会的ニーズに基づくものと考えることである。彼らによれば、情報社会に関する議論に公衆の支持がないのは、これまでの政策議論が技術的考察を中心に置いていて、『技術的变化という外的な変化に適應せざるを得ない(しかも、参加することも、影響を与えることもできない)』といった議論に『、その一因があるのではないか。必要なのは、技術決定論を脱して、それ

が社会の成員との関係において、成員の参加やインプットをも視野に入れながら、社会的に受け入れられ社会に根ざすことなのである。

以上のような基礎理論に基づいて、このグループは、以下の点の重要性を強調し、それらの諸点が全面的に展開できるように政策提言を行っている。

- (a) 知識と技能の修得のための教育とりわけ生涯学習の重要性が増大する。
- (b) 情報社会の発展を民間部門に委ねるのはミニマリストアプローチであると判断し、市場の適切な規制、公共的な情報サービス、ヘルスケア等の分野において、公共部門が新たな積極的な役割を果たすことが重要になる。
- (c) これまでの社会においては、コード化された知識のみが重視されてきた。しかし情報コミュニケーション技術は、コード化された知識と潜在的な知識の間の境界線を可変的なものにし、増大しつつあるサービス労働においては潜在的な知識の重要性は減少するどころか、その重要性を増す。そこで潜在的なバーチャルな価値が、誰によって、どのように形成されるのか、バーチャルな価値の連鎖を解明することが重要になる。
- (d) 情報社会においては、組織と労働の性格が大きく変容する。柔軟な組織の重要性が増大し、テレワーク等の新しい働き方の比重が増大する。
- (e) 情報社会化に伴って、以前にも増して時間が重要で希少な生産要素になるために、働く時間がフレキシブルになり、生活・消費の時間の重要性が増大する。
- (f) グローバル化が急速に進行して行くが、それが当該社会への脅威としてあるという文脈ではなくて、そのベネフィットを統合する方法、手段を探索するという文脈で理解されるべきである。
- (g) そして最後に、全てのの人々を含み込む社会統合の夢を実現しなければならない。

このような方向に沿った政策が実施されて、新しい仕事と新しいタイプの労働が行われ、新しい共同体が作られ、新しい文化が開き、情報社会にふさわしい政治が行われるのを、このグループは目指しているのである。」

長く引用したが、ここに言い尽くされているように、この専門家グループも技術至上主義に警鐘を鳴らし、特定階層の利益を図るのではない、公平公正で調和的な情報社会を目ざしており、これまでのEUの情報社会政策を擁護している。この点がEUの情報基盤政策の特徴である。一九九七年七月にもこの思想を継いで、「情報社会の社会的・労働市場的次元——人々が第一、次のステップ」⁽⁷²⁾が出されている。

三．情報基盤政策確立期

情報基盤政策黎明期においてEUが確立した情報社会への基本方針に基づき、アグレッシブなまでに情報化を強化し域内経済を発展させようと次々に重要な指令やアクションプランを出したのがこの時期であり、この時期に域内諸国へのEU情報基盤政策が浸透したので、この時期を「情報基盤政策確立期」とした。eMarketを創出する各種の指令や、研究の進展、学校や家庭への普及等、この時期はインターネットにひきつけていうと「インターネット普及期」である。

三―一 第五次フレームワークプログラム

第四次フレームワークプログラム（一九九四―一九八八年）を統合した第五次フレームワークプログラムが一九九九年一月からスタートした（一九九九―二〇〇二年⁽⁷³⁾）。補助金総額は、一二七億ECU（欧州理事会案）が計上された（最終予算一三九・四億ユーロ）。その内訳は、共同研究センター（JRC：Joint Research Centre）を経由す

る間接補助金が約一二〇億ECU、直接補助金が約七億ECUとなっている。またJRC経由補助プロジェクトの分野別配分率は、「IS」関係が全体の三四%、「競争・成長」関係が二四%、「生活の向上」関係が二二%、「環境」と「エネルギー」が各一〇%である。第五次フレームワークプログラム(以下、FP5)の体系は表三のおりである。この中で、情報通信関連のプログラムはユーザフレンドリーな情報社会(user-friendly information society)であり、予算割り当ては最高の三六億ユーロが充てられた。

なお、ESPRIT、ACTS、TELEMATICS等のIT関連プログラムはIST (Information Society Technologies) に統合された。

表三 第五次フレームワークの各プログラムと予算⁽⁷⁴⁾(単位:ユーロ)

プログラム名	予算
生活と生活資源の管理の質	一四億一三〇〇万
ユーザフレンドリーな情報社会 (IST)	三六億
競争的で持続可能な成長	二七億五〇〇万
エネルギー、環境、持続可能な発展	一一億二五〇〇万
地域研究の国際的な役割の確認	四億七五〇〇万
SMEへの参加への革新と推奨の推進	三億六三〇〇万
人間研究の可能性と社会経済知識ベースの改善	一二億八〇〇〇万
核エネルギー分野における研究と訓練	九億七九〇〇万
総計	一三九億四〇〇〇万

FP5も従来と同様、「二カ国以上、複数の研究主体による参加」が補助金支給の条件であるが、EU域外企業との共同研究も可能であった。知的所有権は、補助金を出したEUは関与せず、研究主体側に帰属する。⁽⁷⁵⁾ 域外国企業は補助金を貰えないが、現地進出企業は域内企業と同等に補助金を受けられる。また成果の事業化を重視し、学際研究、開発、実証実験活動が期待された。

当時、域外諸国企業の参加に関連して、EUはポーランド、チェコ、スイス等九カ国と財政上の協定を結んでいる。日本政府とは知的財産権の扱い等「補助金の規制が異なる」等のため締結していない。またカナダ、オーストラリア、米国等六カ国とは科学技術協力の合意協定を結んでいる。域外国企業であっても同協定締結国であれば参加が簡単であるため、米国企業の参加が非常に盛んであった。参加した米国企業は、補助金額より欧州内のパートナー作りに役立つこと、また欧州標準の重要性に鑑み欧州企業との共同研究から情報が得られることを評価した。各活動分野の予算は、表四のとおりである。

表四 ユーザーフレンドリーな情報社会（IST）の内訳⁽⁷⁶⁾
 （単位：ユーロ）

活 動		予 算
a. 重要アクション…		
i.	市民のためのシステムとサービス	六億四六〇〇万
ii.	業務と電子商取引の新しい方法	五億四七〇〇万
iii.	マルチメディアコンテンツとツール	五億六四〇〇万
iv.	必須の技術と基盤	一三億六三〇〇万
b. 包括的性質の研究と技術開発活動…		

	将来的かつ創発的な技術	三億一九〇〇万
	c・研究基盤の支援…	
	研究ネットワーク	一億六一〇〇万
総計		三六億

各重点領域の内容は以下のとおりである。

(a-i) 市民のためのシステムとサービス

高品質で利用が容易なシステムとサービスを開発することを目的としている。高齢者・心身障害者看護、保健機関における遠隔サービス、環境問題、交通問題等を重視している。

(a-ii) 業務と電子商取引の新しい方法

事業経営や取引効率を改善するための研究開発を行う。モバイル業務システム、売り手と買い手の取引システム、情報とネットワークの安全性(プライバシー、知的財産権、認証等)を重視している。

(a-iii) マルチメディアコンテンツとツール

各種マルチメディア製品・サービスに利用されるインテリジェントシステムやコンテンツの開発を目的とする。対話型電子出版(電子図書館、仮想博物館等)、教育訓練ソフト等を重視している。

(a-iv) 必須の技術と基盤

情報社会の基盤に必要な重要技術の開発を目的とする。コンピュータ通信技術、ソフトウェア工学、移動体通信、各種センサーインタフェース、マイクロエレクトロニクス等を重視している。

I S Tでは、インターネットの安全性や電子署名、認証、相互運用性の確保等広範なアプリケーションを含めて共同研究開発を奨励し、中・長期的目標として、各企業の競争力アップ、個人生活の向上等が目標としてあげられている。また、ユーザーに重点をおき、情報の利用促進や教育に着眼した上で、情報社会の進展に伴う新たな研究開発ニーズを確定することを目的としたため、一般的プロジェクト公募に基づく助成とされ、費用分担の方式により、研究技術開発プロジェクトと実証プロジェクトに分けられた。

例えばJ R Cでは研究開発計画の四本の柱の一つとして、「信頼できる情報社会」の構築に関する研究開発が行われた。具体的には「ユーザーフレンドリーな情報社会の創造」をめざし、デジタル署名、暗号、違法有害情報対策やグローバルな市場における相互運用性の標準化によって、利用者間の信頼関係の確立を図ろうとした。

また特に「電子商取引」が重視され、補助対象としての優先度が高く、一〇〇以上のプロジェクトが実施されたが、これらは企業からのボトムアップで行われた。

三二一 G B D e の設立

この頃、電子商取引の広がりにより世界が注目し、政府間協議だけではなく、民間も含めてのグローバルなコンセンサスが必要だという声が上がってくる。

一九九七年九月八日、バンゲマン委員は「ITUテレコム・インターラクティブ97」において、「インターネットは電子商取引のような新しい経済活動を促進する基礎になってきている。しかしグローバル・コミュニケーションの現状は、様々な障壁、一貫性のない国内の規制、調和に欠ける国際組織の活動等によって、その発展が妨げられている。企業や個人の活動の展開は極めて幅が広く、政府・国家の関与にも限界がある。したがって世界的な合

意が必要である」という考えに基づき、「グローバル・コミュニケーションのための新しい世界秩序——インターナショナル・チャーター（国際憲章）の必要性」について発表した。⁽⁷⁷⁾

この発想に基づき、ともすれば米国主導となる電子商取引の流れにおいて、国際ビジネス会議（GBD：Global Business Dialog）というマルチ対話の場を設けることにより、大枠のレベルで欧州勢の意向を反映させようという狙いで、一九九八年六月二十九日、EUはブリュッセルにおいて「グローバル・コミュニケーションに関する企業円卓会議」を召集し、GBD設立が合意された。参加者の中からGBDの暫定ステアリングコミッティを構成し、今後の対話プロセスについて提案させることとなったのである。

この会合には日米欧六〇余社の企業リーダーが参加し、電子商取引を進展させる上での課題と解決策が取り上げられた。日本からは、JCB、松下電器欧州、ソニー、東芝、NECの五社が出席した。また主な論点として、税制、関税、知的所有権、暗号、認証、個人情報保護、責任問題（アクセスプロバイダー、サービスプロバイダー等）、第三者の「コンテンツに対する共同責任」の限定化、違法コンテンツの当事者への処置強化、あるいは違法コンテンツを定義する各国規則の協調等⁽⁷⁸⁾が取り上げられた。

これら一連の流れは、世界的な視野で、民間業界のイニシアティブを尊重して、極力統一的な活動を展開するものである。例えば、技術的な進歩が早いこと、及び企業や個人の活動がグローバルであることから、国家機関による従来型の規制は適合しにくいとし、民間の考え方を十分斟酌した政治的妥協案を探ろうとしているのはそれを示している。EUは、バンゲマン委員会を中心に、最低限の基本理念を盛り込んだインターナショナルチャーターの作成とその国際的な合意を提案し、法律ではない緩やかなガイドライン的政策作りを行おうとしたのである。⁽⁷⁹⁾

一九九九年九月には、電子商取引の経済的・社会的な利益を具現化する為に必要となる様々な法律・政策的課題

を解決することを目的とする「電子商取引に関する国際ビジネス会議」(G B D e : Global Business Dialogue on electronic commerce)の第一回総会が開かれ、以後バンゲマンの考えた「法律ではない緩やかなガイドライン的政策作り」が行われている。この組織がユニークなのはW T O、W I P Oの様な政府主導の組織ではなく、民間のC E Oが集まって進めている点である。また地域、業種のバランスをできるだけだけとり、真にグローバルな展開を計ろうとした⁽⁸⁰⁾。

G B D eの活動理念は次のようになっている。

- 電子商取引は社会に繁栄をもたらし、雇用を生み出すとともに生活を向上させる。
- インターネットには国境がないので、電子商取引の政策的対応は世界レベルでなされるべきである。
- 加速度的に拡大を続ける電子商取引においては、市場主導の柔軟で効果的な枠組を確立するために、各国政府や機関、企業グループ、消費者団体、その他の関連機関と連携しつつ、産業界がリーダーシップを取ることが重要である。
- 電子商取引の諸問題を解決する際には、市場主導で、できる限り産業界の自主規制に基づくものとする。

G B D eはテーマに応じて対象とする問題⁽⁸¹⁾ごとのグループ (Issue Group) が作成した提言を載せた提言書を出している。二〇〇一年から官との対話にも努力し、二〇〇二年の第四回総会では、カナダ、デンマーク、エジプト、欧州委員会、ドイツ、日本、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカの代表が、G B D e活動と他の組織との対話と協調の政府支援に署名した「ブリュッセル宣言 (Brussels Declaration)」を発表し、諸国の国内立法化にも影響を及ぼしている。また、二〇〇二年以降、政府企業各種公的機関への啓蒙活動を強化し、二〇〇三年には世

界各国で四四回の啓蒙イベントを行っている。

第一回から第六回総会までの提言書 (GBDe Recommendations)⁽⁸²⁾ を簡単に紹介する (表五)。

表五 GBDDe提言書の内容

総会 場所 提言書日付	内 容 (特 徴)
第一回 パリ 一九九九年九月二三日	セキュリティと認証、消費者信頼 (概観)、商業コミュニケーションと有害コンテンツ、情報インフラと商用利用、知的財産権、裁判管轄、eCommerceの責任、個人情報保護、eCommerce 税制 (電子商取引の世界的なルールは民間主導で行うべきであると提言。)
第二回 ⁽⁸³⁾ マイアミ 二〇〇〇年九月二六日	ADR、消費者信頼 (概観)、サイバーセキュリティとサイバー犯罪、途上国のデジタルデバイド対策 (デジタルブリッジ)、知的財産権、個人情報保護、eCommerce 税制、WTO対策、トラストマーク (ADR、個人情報保護、トラストマーク等消費者信頼が多い。)
第三回 ⁽⁸⁴⁾ 東京 二〇〇一年九月一四日	個人情報保護、ADR、トラストマーク、サービス (通信と放送等) の融合、文化的多様性、サイバー倫理、サイバーセキュリティ、デジタルブリッジ、電子政府、知的財産権、インターネット決済、eCommerce 税制、WTO対策 (第二回に引き続き消費者信頼に重点。)
第四回 ⁽⁸⁵⁾ ブリュッセル 二〇〇二年一〇月二九日	インターネット決済、融合ブロードバンド、電波周波数管理、サイバーセキュリティ、デジタルブリッジ、電子政府、知的財産権、eCommerce 税制、WTO対策、インターネットの有害情報 (トラストマークは消える。)

<p>第五回⁽⁸⁶⁾ ニューヨーク 二〇〇三年一月六日</p>	<p>(二) 消費者信頼構築WG・インターネット決済、スパムメール、ADRガイド⁽⁸⁷⁾ライン、(二) インターネットの未来WG・ブロードバンド、サイバーセキュリティ、RFID、(三) アドボカシーWG・政府企業公的機関等への啓蒙活動</p>
<p>第六回⁽⁸⁸⁾ クアラルンプール 二〇〇四年一月三〇日</p>	<p>電子政府、新しいビジネスモデル、安全な電子取引、ユビキタス社会 (RFIDを含む)</p>

二二二 eEurope イニシアティブ

リスボンでの特別欧州理事会(後述、リスボンサミット)に先駆け、一九九九年二月八日、当時のプローディ(Romano Prodi)委員長の下、欧州委員会は「eEurope—みんなのための情報社会」⁽⁸⁹⁾というイニシアティブを発表した。⁽⁹¹⁾

イニシアティブは、「情報社会は産業革命以来の大変革で、それは単なる技術ではなく、すべての人々と地域に影響を与え、富を増し、知識を共有することによって、農村部、都市部に問わず地域を緊密にし、すべての人々の生活を豊かにする大きな可能性をもつ。」こと、また、「情報社会は分割的・分断的でなく、結束的(cohesive)・統合的なものである。」ことをあげ、「みんなのための情報社会」というサブタイトルどおり、「一言で言えば、情報社会の便益をすべての欧州人にもたらすことが目的」であるとしている。

このように、単にEUや国家のレベルのみならず、その国民ひとりひとりが、eEuropeの対象とされていることが特徴的である。

そしてそのために eEurope イニシアティブは、大目標として次の三つをあげている。

- すべてのEU市民、家庭、学校、企業、政府をオンライン化し、デジタル化時代にいざなう。
- 新しいアイデアを開発し、資金供与するという起業文化に支援されたデジタルリテラシーあるヨーロッパの創造。

• 社会を包括し、消費者の信頼を構築し、社会的結束 (cohesion) を強化するような全体プロセスを保証する。

また、イニシアティブは「目標は野心的である。欧州のすべての人々―すべての市民、学校、会社―を可能な限り早くオンラインにすることをめざしている。コンピューター、携帯電話、TV受像機のいずれであろうと、インターネットのアクセスと利用はごく普通のことにならなければならない。」として、欧州がこの目標を達成するためには、自らの弱点として以下のことを克服する必要があるとした。

- インターネットと電子商取引へのアクセスが一般に、高価で安全でない上に遅い。
- デジタルリテラシーの高いオンライン利用者の不足。
- 十分にダイナミックで、起業的で、サービス指向な文化の欠落。
- 新しいアプリケーションやサービスの開発を可能にするために、公的部門が十分な積極的役割を果たしていないこと。

イニシアティブは、この弱点の克服のために以下の一〇の達成目標を掲げ、達成のためには、「加盟国、欧州委員会、産業界、市民との協働が必要で、周辺諸国にも広げるべきだ。」としている。

- (一) 欧州の青少年をデジタル時代にいざなう。
- (二) インターネット接続料金の低廉化。
- (三) 電子商取引の加速化。
- (四) 研究者及び学生のための高速インターネットの整備。
- (五) 安全な電子アクセスのためのスマートカードの開発。
- (六) ハイテク中小企業支援のためのリスク資本。
- (七) 障害者の「電子参加」(eParticipation)。
- (八) オンライン健康管理。
- (九) インテリジェント交通。
- (一〇) オンライン政府。

この一〇項目の各詳細では、約半数にインターネット(Internet)の語句が数多く用いられており、この行動計画がインターネットの活用を重要視したことが判る。⁽⁹²⁾特に「インターネット接続料金の低廉化」については、二〇〇〇年春までにテレコム市場を競争的にするための規制緩和を求めている。⁽⁹³⁾さらに、二〇〇〇年―二〇〇四年末までに毎年到達すべき目標がそれぞれに示されている。以下、内容を紹介する。

- (一) 欧州の青少年をデジタル時代にいざなう

行 動	期 日
<ul style="list-style-type: none"> • すべての学校がインターネット接続とマルチメディアアクセスできる。 	二〇〇一年末

<ul style="list-style-type: none"> • すべての教師・生徒が、Webベースの情報・教育リソースを含むサービスを利用できる。 • 不慣れた地域を含め、すべての子どもが公共センターでインターネットやマルチメディアリソースにアクセスできる。 	
<ul style="list-style-type: none"> • すべての教師が、個別にインターネットやマルチメディアリソースの利用に対応し、習熟する。 • 生徒が教室で、高速インターネットやマルチメディアリソースにアクセスできるようにする。 • 卒業時には、すべての生徒が「デジタルリテラシー」を身につけている。 	二〇〇二年末 二〇〇三年末
(二) インターネット接続料金の低廉化	
<p style="text-align: center;">行 動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業者が革新的なサービスを提供することができるように、既得権益者は、差別のない契約条件で、加入者引込み線 (local loop) の開放を提供する。 • 国際回線も含む専用回線 (leased line) 料金を大幅に低廉化する。 • 通信サービスの免許条件を大幅に緩和し、可能な限り個々の免許を一般的認可とする。 • マルチメディア用無線システム用の周波数配分を確定する。 	二〇〇〇年末 二〇〇一年末
(三) 電子商取引の加速化	
<p style="text-align: center;">行 動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 欧州理事会と欧州議会は残余の電子商取引関連指令の実施確保のため、最大限の努力をする。 • 欧州委員会は電子調達を可能にする公共調達立法への改正を提案する。加盟国は電子的公共調達利用を積極的に促進する。 • 加盟国と欧州委員会は、オンライン紛争解決や裁判外の消費者救済手続きを促進する。 • 加盟国と欧州委員会は、見習い者と専門知識センターのネットワークとの間の技術的ノウハウの移転を促進することにより、中小企業を助ける「デジタルで行こう (go digital)」キャンペーン⁹⁴を立ち上げる。 	二〇〇〇年末 期 日

<ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会は、EU内の国際電子商取引の促進並びにEU全域で知られたい企業の支援のため、トップレベルドメイン名「eu」の創設を促進する。⁽⁹⁵⁾ 	
---	--

(四) 研究者及び学生のための高速インターネットの整備

行	動	期	日
<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の研究者と学生に利用可能なインターネットインフラがアップグレードされること。加えて、革新的な実践を支援するため、教育と研究のためのサービスとアプリケーションがさらに開発されること。 ・少なくとも、一国あたり一つの大学と一つの科学研究学部が、マルチメディア通信を支援可能なキャンパスネットワークを備える。 ・これは早急にすべての大学、研究機関、高等教育機関、その他専門職養成・再教育機関に拡大されなければならぬ。 		二〇〇〇年末	

(五) 安全な電子アクセスのためのスマートカードの開発

行	動	期	日
<ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会は、ポルトガル大統領により、(二〇〇〇年四月に)「スマートカードサミット」を組織する。これは、共通仕様に関する作業にさらなる弾みを与えるすべての重要部門からハイレベルの代表が出席する。⁽⁹⁶⁾ ・スマートカードインフラ創生のための共通仕様に対して、全部門の合意が得られること。 ・様々な部門(例えば、電子商取引、公衆電話)の基本的支払いサービスへの公衆的なアクセスを保証するための、合意された共通仕様の実装の開始。 ・例えば、医療データや企業のイントラあるいはエクストラネットへの、固定もしくはモバイルアクセスといった、強度のセキュリティを要する場合や、モバイルアクセスの場合の、追加的なアプリ 		二〇〇〇年末	二〇〇二年末

修正期に至るEUの情報基盤政策 (一)

ケーションにまで利用を拡大する。

(六) ハイテク中小企業支援のためのリスク資本

行 動	期 日
<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は加盟国と、利用可能な道具立て (EIB, EIF, 5th Framework Programme for R&D, MEDIA, TEN-telecom, regional/social funds, growth/employment initiative) の一貫性を改善し、融資の初期段階の活性化はどうすればより有効かを調べるために、主要な政策の見直しを実行する。これはリスボンでの特別欧州理事会のためである。 欧州委員会はこの見直しに基づき、(例えば、社内教育、ベンチャー投資家、インキュベーター等)、いくつかの支出部門の再検討を結びつけた官民協同を含む、革新的な形での資本調達について提案する。 汎欧洲的なリスク資本市場の全面的統合の創造にとつての、残った障壁を取り除く。 EUにおける初期段階の投資のレベルを少なくとも三倍にする。こうした前進は主に民間部門の努力に依存することになる。 	<p>二〇〇三年末</p>

(七) 障害者の「電子参加」

行 動	期 日
<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会と加盟国は、情報社会に関する関連立法と標準プログラムを再検討する。その際、そのアクセスビリティ原則と標準化過程の加速化の調和を確保する視点で行う。 欧州委員会は、加盟国に対し、情報通信の製品やサービスの調達の際、障害者を考慮に入れることを提言する。 欧州委員会と加盟国は、すべての公共Webサイトの造りやそのコンテンツを、障害者にアクセスできるようにする。 欧州委員会は、設計者や技術者を訓練するため、「すべての人のための設計 (Design-for-All)」に関する 	<p>二〇〇一年末</p> <p>二〇〇二年末</p>

する欧州カリキュラムを開発する。そのために、各加盟国内に最低一つは中核研究機関のネットワークを創設することを支援する。

(八) オンライン健康管理

行 動	期 日
<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク上の健康管理模範事例、健康管理、伝染病調査、並びに、家庭と、病院・研究所・薬局・医師・救急センターとのリンクについて明確に把握する。 ・ 主要な汎欧州オンライン医療図書館、並びに、二〇〇四年末には移動予定の健康管理専門センターのための優先事項の合意。 ・ 二〇〇〇年末には実装される、健康管理情報の標準化の分野における優先事項。 ・ 全欧州市民がネットワーク上の「自分の」患者情報に安全かつ秘密裏にアクセスできる健康スマートカードを持つ可能性。 ・ すべての健康専門家や管理者が、予防、診断、処遇のためのテレマティック健康インフラにリンクされること。 	<p>二〇〇〇年末</p> <p>二〇〇三年末</p> <p>二〇〇四年末</p>

(九) インテリジェント交通

行 動	期 日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州を移動するすべての市民がどこにいても多言語サポートにアクセスでき、自国語で電話でき、一二番で緊急サービスの整備された対策にアクセスできること。 ・ 欧州で販売されるすべての新車により効果的な安全装置を装備すること。 ・ ヨーロッパの中・大都市の五〇％をカバーするような、付加価値的な個人旅行と旅行計画情報サービスの開発を支援する。 ・ すべての欧州縦断的なネットワークは、交通事故や渋滞の情報と管理についてのシステムでカバーされる。 	<p>二〇〇一年末</p> <p>二〇〇二年末</p>

・すべての主要空路は、安全性を向上させる一方、渋滞を受容可能なレベルにまで減少させることに寄与できる能力をもった空中、地上、宇宙インフラのサービスを受ける。

二〇〇四年末

(二〇) オンライン政府

行 動	期 日
<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、少なくとも、法・行政情報、文化情報、環境情報、リアルタイム交通・渋滞データの四つの必須の欧州公共データに容易にアクセスできるようにする。 ・加盟国と欧州委員会は、主要な政治的イニシアティブについての相談とフィードバックのためにインターネット利用を拡大する。その目的は単純な法律出版やWebの白書をこえ、また、可能なら独立の仲介者が議論やフィードバックのフォーラムを確立できることにある。 ・加盟国と欧州委員会は、基本的相互通信(例えば、徴税書式、補助金申請等)に市民が、情報の受信と返信の提出の双方ができる、双方向の電子アクセスを確立する。 	<p>二〇〇〇年末</p>

三一四 電子署名指令

先述の一九九七年「電子商取引に関する欧州イニシアティブ」で、加盟国における電子商取引環境での電子文書の法的承認に対する障壁除去をめざすことが早くも述べられていたが、一九九九年二月、電子署名の法的効力の確認、電子商取引の障害となる各国の異なるルールの排除、認証サービスに関する規定等が示された「電子署名の共同体のフレームワークに関する指令」⁹⁷⁾(以下、「電子署名指令」)が採択され、二〇〇〇年一月一九日に発効、加盟国には二〇〇一年七月一九日までに本指令を遵守するための国内立法化が求められた(二三条一項)。

電子署名指令は、電子署名認証及び認証サービスの要件を定義している。その目的は、セキュリティの最小レベルを確定し、当該サービスが域内市場で自由に行われるようにすることで、主な特徴は以下のようなものである。⁹⁸⁾

(一) 電子署名の法的効力の承認

指令は、電子署名が、電子的な形式によるものであるだけの理由で、手書きの署名とその効力において差別されてはならないことを定める（五条二項）。そして電子署名製品、証明証及び認証サービスプロバイダー（認証サービス事業者）が、指令の定める特別な要件を満たせば（指令は、それぞれ「先進電子署名」、「安全署名作成装置」、「適格証明証」として区別している）、それらにより作成される電子署名を、法的には手書き署名と同等の効力を持つものとして扱うことを求めている。また手書き署名が、争訟手続において証拠としての証明力を認められるのと同様に、電子署名も証拠能力が認められるべきであることを定めている。

こうして指令は、手書きの契約書等に記された署名と電子署名を基本的な法的効力の点で同等のものとして扱うことにより、電子的な通信の中で電子署名の法的意義を認めるのである。

(二) 電子署名製品及び認証サービスの自由な流通

指令は、電子署名に関する製品が、事前の許認可なく自由に流通させることができ、認証サービスも許認可なしに営むことができることを定める（三条）。特に、EUにおいては、例えばある構成国に属する認証サービスプロバイダーは、他の構成国で改めて許認可や事前の統制を受けることなく、そのサービスを提供することができることを保障することにより、EUの内部市場における製品とサービスの自由流通を保障することとしている。この点は、従来から、人、もの、資本の自由流通により内部市場を形成してきたEUの共通市場政策の延長といつてよい。

(三) 認証サービスプロバイダーの責任

第三に、指令は、認証サービスプロバイダーの責任についても、最小限の規定において（六条）、それが発行する証明証に記載された事項についての法的責任を明示している。責任の明確化を通じて、認証サービスの信頼性を

高めると同時に、自由な流通を保障された証明証及び認証サービスについての最低限の基盤的な保証を行い、また一方でプロバイダーが参入を萎縮しないような効果もめざしている。

（四）技術中立的な枠組

第四に、指令は、電子署名の信頼性を高めるための技術については、技術中立的なアプローチを取っている。署名作成データと署名検査データの二組のデータを用いて、署名の確認を行い、また認証サービスプロバイダーにより発行される証明証を用いて署名者の同一性を確認するスキームを取ってはいるが、技術的には非対称暗号技術によるデジタル署名やバイオメトリクスを利用した署名技術等、技術的な発展に応じた柔軟な法的枠組を用意している。

（五）適用の重点

指令は、電子データの送信者の特定を目的として公に発行される証明証、認証サービスにその適用対象の重点をおいている。したがって、契約当事者間または既知の通信当事者間で、技術的な通信方式について合意が得られているような場合にも基本的にはその効力を認める（五条二項、考慮事項（二六））が、多くの規制をおいているわけではない。例えば、いったん当事者間で相互の信頼の下に通信が成立した後は、共通キー方式の暗号技術を用いた通信が行われることも当然予想されるし、それを指令は排除するものではない。その場合も、通信に付される署名データは、電子署名としてその法的な効力は認められることになろう。企業内、同一組織内のイントラネット等での通信方式についても同様である。

（六）国際的な観点

指令は、EU域内の共通の制度枠組を示すと同時に、域外との通信についても言及している。それによれば、第

三国との関係では、証明証及び認証サービスの二国間または多国間での相互認証により、相手国の認証サービスプロバイダーが発行した証明証を相互に受け入れ、法的にその効力を認めることとしているのである（七条）。

なお、暗号技術については、二〇〇〇年一月、先述の欧州委員会情報科学技術（FP5-IIST）プログラムにおいて、基本暗号アルゴリズム（Cryptographic Primitives）を公募し、強度評価を行うプロジェクトであるNESSIE（New European Schemes for Signature, Integrity, and Encryption：署名、インテグリティ、暗号化に関する新欧州方式）をスタートさせている。

三一五 eEconomy 構想

二〇〇〇年一月七日、欧州委員会委員（企業総局・情報社会総局兼担）のリーカネン（Erkki Liikanen）は、ノルウェーのビジネス産業連合の年次会合でのスピーチにおいて、eEurope イニシアティブ及び電子商取引の効率的な実施の重要性を唱え、次いで二〇〇〇年一月二日にアテネで開催されたコンファレンス「ギリシャの電気通信部門の自由化」での講演⁽⁹⁹⁾で「インターネットはすべての部門、すべての企業に対し、生産性を高め、新事業を創造し、グローバル市場を開き、経済を発展させるだろう。インターネットは成長・競争力・雇用の重要要因である。」と述べている。⁽¹⁰⁰⁾

リーカネンは、また二〇〇〇年二月三日、ビジネスセミナーでのスピーチにおいて、eEurope イニシアティブをベースにした欧州における電子商取引に関する構想とその実現に向けた欧州委員会の取組みであるeEconomyの推進を報告した。内容は以下の通りである。

・一九九七年から取組んでいる「電子商取引に関する欧州イニシアティブ」は、欧州の主要貿易相手国と共に電子商取引の促進で主導的役割を果たす。

・eEconomyの推進には、法的枠組及び自主規制を奨励し、より高速なネットワークとより高度な技術を安く提供し、情報社会への適応能力を含めた経済及び社会の発展を促す一貫したアプローチが必要。

・電子署名指令⁽¹⁰⁾、電子商取引指令⁽¹⁰⁾、データ保護指令⁽¹⁰⁾には特に短期間のうちに取組む。

・欧州全域における電子商取引の発展には、eEurope計画、電子商取引の日常化、モバイル電子商取引の推進が重要。

三一六 リスボン戦略

二〇〇〇年三月三十一日ポルトガルが議長国となり開かれたリスボンでの特別欧州理事会（リスボンサミット）において、以降一〇年間、即ち二〇一〇年までにヨーロッパの進むべき経済・社会政策についての包括的な方向性が示された。これはヨーロッパ型の持続可能な成長経済をめざした戦略で、「リスボン戦略」と呼ばれている。リスボン戦略の大目標は、「より多くより良い雇用と、より強い社会的連帯を確保しつつ、持続可能な経済発展を達成しうる、世界で最も競争力があり、かつ力強い知識基盤形の経済と社会を構築すること」（成長と競争力、持続可能性、結束）であった。年間三％程度の安定成長を目標に、情報通信技術（ICT）の可能性を最大限に活用し、グローバル化のなかで世界的に十分な競争力のある経済体をめざすのみならず、社会的な疎外や貧困を生まないための社会政策や雇用政策にも十分な配慮を行い、当時六一％であった就業率を二〇一〇年には七〇％（女性は六〇％、五五―六四歳の高齢者は五〇％）にすることを目標とし⁽¹⁰⁾、特に情報社会の雇用ポテンシャルを活

用することが強調された。

リスボンサミットは、一九九〇年代にアメリカがIT革命により労働生産性を向上させ、いわゆるニューエコノミー（インフレなしの経済成長）を成功させたこと⁽¹⁰⁶⁾に対する危機感から開かれたものであり、「情報社会」が政治目標のトップに挙げられ、ヨーロッパの成長、競争力、雇用の源泉を情報社会に求め、これを知識基盤社会(knowledge-based society)とした。また情報社会の雇用政策を正面から取り上げた⁽¹⁰⁷⁾。

上述の大目標とそれを達成するための基礎として位置づけられたICTとの関係をみると、ICTは、経済全体の活性化を図るインフラとして「成長と競争力」と「持続可能性」に貢献すると同時に、社会全体に対する利益を与えるものとして「結束」を強化するための手段となる。時間的・空間的な制約を超えたコミュニケーションや情報交換を可能にする電気通信ネットワークやICTは、EUにおける、国家レベル、地域レベル、そして市民レベルでの結束のために不可欠な基盤であり、この「結束」の強化は、政治・社会・文化的にも多様な加盟国を有し、今後もダイナミックにその形を変えていくだろうEUにとって、「深化」を推進するために不可欠な要素である⁽¹⁰⁸⁾。さてこのリスボン戦略は次の三つの戦略を中心に構成されている。

- ・ 知識基盤型の経済と社会への移行準備…よりよい情報社会と研究開発に関する政策、競争力とイノベーションを促進する構造改革、及び域内市場統合を通じ、知識基盤型の経済社会への移行を準備する。
- ・ 健全な経済状況と良好な経済成長の維持…インフレ率を押さえる等、適度なマクロ経済政策のミックスによる、健全かつ持続可能な経済の構築。
- ・ 欧州型社会福祉モデルの現代化…社会的排除(social exclusion)や貧困の解消、各種差別の解消等。

リスボン戦略では知識基盤型経済・社会の実現こそが他の二つの戦略課題達成の鍵とされ、その知識基盤型経済・社会の実現にもっとも直接的に貢献するのが情報社会化であるとされて、情報社会への移行が次の一〇年の戦略課題とされている点が重要である。

そして、この情報社会化戦略の中核となったのが、eEurope構想であった。

すでに二〇〇〇年三月八日、欧州委員会は、eEurope構想の中間報告書 (Progress Report) を採択しており、これをリスボンサミットに提出していた。サミットではリスボン戦略と同時に、目標期日も含む多くの事項について議論された上で、先に述べた eEurope が正式採択された。

なお、リスボンサミットでは、欧州としての統一的な研究活動を目標とした欧州研究開発圏 (ERA: European Research Area) イニシアティブが提唱され、ERAの構築は欧州の技術開発政策の基盤となった。EUは、加盟国の研究活動がこれまで閉鎖的で、各国の研究開発政策が必ずしも連携がとれていないという認識をしており、ERAによって欧州加盟国の研究者の協力を促進し、産業技術研究基盤の強化を図ろうとしたのである。具体的なプランとしては、「各国の優れた研究機関を連携させ、研究機関のネットワークを構築し、双方向通信技術を用いたバーチャル研究センターを運営する」、「EUの研究活動と各国の研究活動の整合性を向上させる」、「人材の育成とその流動性を向上させる」等が含まれている。そのため、先述のフレームワークプログラムの発展を図り、二〇〇一年初めまでに、加盟国及び加盟予定国等の研究施設をつなぎ、七〇万人以上の研究者に世界最大のマルチメディアネットワークを供与することが目標としてあげられ、欧州委員会は高速、大容量の研究教育関連機関インターネットインフラ構築のため、FP5に八〇〇〇万ユーロの計上を予定した。

三二七 eEurope2002 アクションプラン

二〇〇〇年五月二四日欧州委員会は、インターネットを活用してニューエコノミーを実現することを求めたりスボンサミットの意向を受け、より具体的な行動計画である「eEurope アクションプラン」草案を発表する。これは、欧州議会、加盟国、並びに同年四月一〇―一一日にリスボンで開かれた「情報・知識社会に関する非公式閣僚会議」の議を経て六月一四日に原案となり、六月一九―二〇日のポルトガルのサンタ・マリア・ダ・フェイラで開催された欧州理事会で、「eEurope2002 Action Plan」(以下、eEurope2002)として採択された⁽¹¹⁾。

このアクションプランでは、それぞれのアクションによって相違があるが、二〇〇一年もしくは二〇〇二年までの目標とする期日までに民間部門も含めてプランを実施し、それに併せて各加盟国が自国内でできるだけ早期に普及整備を推進することとなった。アクションが詳細化された上、二〇〇〇年三月のリスボンサミットが採択した当初のeEuropeには、二〇〇四年末までの達成実施項目も一部含まれていたのを短縮し、一般的に当初の各行動計画実現を前倒したものであった。例えば、「卒業までに、すべての生徒が『デジタルリテラシー』を身につける(可能性を保证する)」。⁽¹²⁾は、eEurope イニシアティブでは二〇〇三年末であったのが、eEurope2002 では二〇〇二年末になっている。

eEurope2002 はその目標を実現するために、次の三つのアプローチを推進するものとした。

- 適切な法規制整備の加速：ヨーロッパレベルでの立法提案がなされ、協議されている。eEurope は、関係者すべてに厳密な期日を設定して、採択を早める。
- ヨーロッパ全土の新規インフラとサービス構築支援：開発は民間資金に大きく依存する。EUの資金はそれを支援するが、多くは加盟国に依存する。このアクションは、もちろん、予算の制約により妥協されてはならな

い。
・オープンな方法による協同とベンチマークの採用…行動が効率的に行われること、刺激を与え、要求される高い目標がすべての加盟国で達成されることが目的である。処理は毎春開かれる特別欧州理事会⁽¹¹⁾で、一般ベンチマークと完全に連動する。

また、eEurope2002の三つの優先分野を次の三つの大目標にまとめている。

- ・より廉価・高速・安全 (secure) なインターネット環境の構築。
- ・人材育成とスキル向上のための投資。
- ・インターネット活用促進。

優先分野はおおむねeEuropeを継承したものであるが、「ハイテク中小企業支援のためのリスク資本」がタイトルから消え、「知識基盤型経済における労働」と「グローバルネットワークに向けた欧州デジタルコンテンツ」が新たに入っている。コンテンツに触れることで単なるインフラ政策ではないことが示されているといえる⁽¹²⁾。

以下、各アクションについて紹介する（ただし、注は筆者による）。

「目標一 より廉価・高速・安全なインターネット環境の構築」

(一) より廉価・高速なインターネットアクセス

要点…競争（特に地域ネットワーク間の競争）とベンチマーキングを促して、インターネットアクセス料金を切

り下げる。

	行 動	担 当	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 競争の強化並びに欧州・国家レベルでの明確なベンチマークによって、世界で最も安価なレベルにまでインターネットアクセス料金を下げること 	<ul style="list-style-type: none"> 電子通信と関連サービスの新しい枠組のための五つの指令⁽¹¹⁾の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国 欧州委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 通信サービスの競争についての新しい委員会指令の採択⁽¹²⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ローカルネットワークと引込み線の開放におけるさらなる競争への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会 加盟国 欧州委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇一年末 二〇〇〇年末
<ul style="list-style-type: none"> 欧州周波数政策枠組の協同性の改善 	<ul style="list-style-type: none"> マルチメディア無線システムのための周波数の協同割り当て 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会 欧州議会 加盟国 欧州委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇一年末 二〇〇一年中頃
<ul style="list-style-type: none"> 必要性があり、競争を歪めない場合には、公的資金は、ことに不便な地域における情報インフラやプロジェクトの開発支援の優先度を上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州における先導的を通じてIP v 6⁽¹³⁾への完全転換を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国 欧州投資銀行 欧州委員会 民間部門 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇〇年末 二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 競争の強化と委員会勧告の実行を確保することで、専用回線の価格を下げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国 民間部門 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇〇年末 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇一年末

(二) 研究者と学生のための高速インターネットの提供
 要点…欧州委員会はすでに全欧州を貫くネットワークの容量を上げるために投資したが、各研究機関間のネットワークについて一層の改善、拡大と加速が求められる。

行 動	担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパを世界の接続のリーダーとし、帯域幅とサービスの点で向上した性能のある完全に光化したバックボーンをめざした改革に着手するという目的のあるISTプログラムネットワーク研究のために適切な資金が用意されること(すでに国内研究教育ネットワークを結ぶ欧州縦断バックボーンの強化に回された八〇〇〇万ユーロ以外)。 	欧州委員会 加盟国	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 欧州にわたる研究者や学生が強力なネットワークから便益を得られるようにするために、例えば地域支援基金やEIB (European Investment Bank: 欧州投資銀行) の支援による国内研究ネットワークの強化。 	加盟国 欧州投資銀行	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 例えば地域支援基金やEIBの支援により、高速インターネットアクセスとイントラネットが大学内に確立されること 	加盟国 欧州投資銀行	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 広範囲の学術集団から求められ、妥当な技術の統合性、適合性、理解を目的とするミドルウェアの開発とテストベッドの配備を通じたワールドワイドグリッド(WWG)の促進。ISTプログラムの範囲でこの活動に適切な予算を割り振る。委員会はその研究プログラムを通じて、科学活動とすべての領域での協働のためのグリッド技術を支援する。 	欧州委員会 加盟国	二〇〇二年末

(三) 安全なネットワークとスマートカード
 要点…セキュリティを高めるため、eEurope はインターネットセキュリティソリューションの開発とサイバー犯罪に対抗するための協力を推進する。同時に、セキュリティスマートカードや、他のセキュリティソリューションの利用を推奨していく。

		行 動	担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 以下により、オンライン取引の全般的な安全性を改善する。 IPSec⁽¹⁸⁾並びにIPv6に基づく安全な送信を支援可能な製品(殊に、ネットワークカード、ソフトウェア、ルーター)の普及の確保。 情報セキュリティ専門家資格を含む、協働と相互理解を通じた、産業主導のセキュリティ認定。 適切な規約と実践の強化を含む、プライバシー強化技術とその配備の支援。 情報インフラ(早期警告システムの開発を含む)の依存可能性についての官民協同の促進、並びに、国の「コンピューター緊急対策チーム」間の協同の改善。 効率的な「プラグアンドプレイ」のためのオープンソースソフトウェアの安全なプラットフォームの開発と配備の促進。 			民間部門 欧州委員会 加盟国	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪に対する欧州の協同対策の開発。 			加盟国 欧州委員会	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> スマートカードの相互運用性と安全性のための共通仕様の核心部分の公表 			民間部門 標準化機関 欧州委員会	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 特別な必要性のある人により使いやすく、多言語をサポートすることを含む、セキュ 			民間部門	二〇〇一年末

<p>アカード端末のヒューマンインターフェイスの改善。</p> <p>・安全な電子取引を可能にする、安価なスマートカードの供給。</p>	<p>標準化機関 欧州委員会 官民両部門</p>	<p>二〇〇二年末</p>
--	----------------------------------	---------------

「目標 一 人材育成とスキル向上のための投資」

(四) 青少年をデジタル世代に

要点・教師のインターネットスキルを高め、学校のカリキュラムを改訂し、すべての生徒に生活や仕事に必要なデジタルスキルを身につける機会を与える。

	行 動	担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援基金の適切な支出により、すべての学校、教師、生徒にインターネットとマルチメディアへの快適なアクセスを用意する。 	<p>加盟国</p>	<p>加盟国</p>	<p>二〇〇一年末</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援基金の適切な支出により、学校を段階的に研究ネットワークに接続する。 	<p>加盟国</p>	<p>加盟国</p>	<p>二〇〇二年末</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・eLearning プラットフォームとならんで、教師、生徒、親のための支援サービスとインターネット上の教育リソースを利用可能にする(例えば、障害をもつ子どものアクセス、デジタル化された文化遺産、多言語マルチメディア授業資料、欧州オープンソースソフトウェアイニシアティブ、模範事例の集積)。欧州委員会は教育、訓練、文化事業を通じてこれを支援し、ISTプログラムから適切な資金を準備する。 	<p>加盟国 欧州委員会</p>	<p>加盟国</p>	<p>二〇〇二年末</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教師、殊に教員養成において、適切な場合は地域支援基金を用いて訓練を与え、教育にデジタル技術を実際に用いる教師にインセンティブ経費を提供する。 ・欧州委員会は、模範事例の流通を確保し、教育・訓練事業、ISTプログラムを通じて研究成果をコーディネートする。 	<p>加盟国</p>	<p>加盟国</p>	<p>二〇〇二年末</p>

<ul style="list-style-type: none"> ICTを用いた学習の新方法を可能にする教育課程の採用。 すべての生徒が卒業時にはデジタルリテラシーをもつる可能性を保証する。 欧州委員会は、ISTや教育事業を通じて、先導的プロジェクトを支援し、模範事例を流通させ、研究成果をコーディネートする。 	加盟国 加盟国 欧州委員会	二〇〇二年末 二〇〇二年末
--	---------------------	------------------

(五) 知識基盤型経済における労働

要点・教育機関におけるコンピュータやインターネットの教育と職場でのトレーニングを一層強化することが必要である。テレワークやパートタイムワークを推し進めていく。そのために、公共の場でのインターネットアクセスを可能にする。

行	動	担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 労働者が生涯教育を通じてデジタルリテラシーをもつ機会を与える。 	加盟国 加盟国 民間部門	労働諸団体 加盟国 民間部門	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> 適切な場合には欧州社会基金 (European Social Funds) を用い、情報技術訓練の場所とコースを飛躍的に増やし、そうしたコースでの男女平等を促進する (職場と教育機関の双方で)。 	加盟国 加盟国 民間部門 欧州委員会	労働諸団体 民間部門 欧州委員会	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> 認定手続を集中化せず、基本情報技術スキルに対する欧州資格 (european diploma) を確立する。 	加盟国 加盟国	労働諸団体 加盟国	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 例えば、遠隔労働やパートタイム等、労使諸団体が合意し、加盟国がバックアップする適切な場合に、勤務地のより強力な柔軟性を支援する。 	加盟国 加盟国 民間部門	労使諸団体 加盟国 民間部門	二〇〇〇年末

<ul style="list-style-type: none"> 需要主導型の大学卒業生ICT訓練、再訓練のための学習訓練センターのネットワーク化の促進。 	労使諸団体 欧州委員会 加盟国	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> 適切な場合には地域支援基金を用いた、公共の場所でのインターネットアクセスポイントの準備と、訓練や電子遠隔労働(e-work)にアクセスできるようにする、マルチメディア遠隔センターのすべての地域での設立。 	加盟国	二〇〇一年末

(六) 知識基盤型経済への全市民の参加

要点…EU各国は障害者と高齢者がインターネットからの情報やサービスを利用できるように、統一的な技術標準の開発や法制度の整備に尽力する。

行	動	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 情報疎外 (info-exclusion) を避ける政策が、結果のベンチマークと加盟国間の模範事例の流通を通じて、全欧州レベルで、より効率的に協働するようにする。 	担当機関 加盟国 欧州委員会	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 殊に特別な必要性のある人々の雇用可能性と社会的包摂を向上するための、IT製品へのアクセシビリティの「すべての人のための設計」標準の発行。 	民間部門 欧州委員会	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティの原則に従うことを確保するための関連立法と標準の再検討。 	加盟国 欧州委員会	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> 公共のWebサイトのためのWebアクセシビリティイニシアティブ (WAI: Web Accessibility Initiative) の採択。 	加盟国 欧州委員会	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> すべての人のための設計のための国立の中核センターの設立とネットワーク化の確立、並びに設計者、技術者への欧州カリキュラムに対する勧告の起草。 	加盟国 欧州委員会	二〇〇二年末

「目標三 インターネット活用促進」

(七) 電子商取引の加速

要点…中小企業を含めあらゆる事業者にとって、電子商取引は重要な経営手法となりえる。それを実現するには、著作権、ネットマーケティング、電子マネー等に係る法規の整備が不可欠である。加えて、政府部門のネット調達を通して、中小企業のデジタル化を促進する。

行 動		担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 下記の事項についての、重要なEU立法の採択。 著作権。 遠隔商取引 (distance marketing) と融資サービス。 電子マネー。 裁判管轄。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体、産業界、加盟国の協同で電子商取引における消費者の信頼を增強する。 一般原則を開発するために利害関係者と協力し、また、適切なインセンティブを創出することにより、ADR、トラストマーク、効果的な行動規則を促進する。欧州委員会により運営される「オンライン電子信頼フォーラム (online e-confidence forum)」は、多くの利害関係者と共にこの仕事に従事する。欧州委員会と加盟国はADRシステムとリンクしているEENet⁽¹⁹⁾をより発展させ、ISTプログラムを通じて欧州レベルでのパイロットプロジェクトを立ち上げる。 	<p>民間部門</p> <p>欧州委員会 加盟国</p>	<p>二〇〇〇年末</p>
<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は、特にGBDeのような関連する企業集団との協同を通じて協働もしくは自主規制の構築による、電子商取引規制の柔軟性の増加を促進する。 	<p>欧州委員会 加盟国 民間部門</p>	<p>二〇〇〇年末</p>	<p>二〇〇〇年末</p>

<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は、主な基本的公共サービスに対し、一般化された電子的アクセスを保証する。 	支援を受けた 加盟国	二〇〇二年 または二〇〇三 年末
<ul style="list-style-type: none"> 例えば、会社設立のためのファーストトラック（迅速化） 手続等、企業に対するオンライン行政手続きを簡略化する。 	加盟国 欧州委員会	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> 全欧州レベルも含め、公的部門情報に対して調和したアプローチを發展させる。 （ISTとIDAプログラムを通じて）、EU全体で経験を交換させ、公的部門と電子政府の模範事例でのオープンソースソフトウェアの使用を促進する。 	欧州委員会 加盟国	二〇〇〇年末 二〇〇一年を 通じて
<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会とのすべての基本的なやりとりは、オンラインで利用できるようにならなければならぬ（例えば、基金、研究契約、求人、調達）。 	欧州委員会	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> 公的部門で電子署名の使用を促進する。 	加盟国 欧州の 出先機 関	二〇〇一年末

(九) オンライン健康管理

要点：保健と医療のウェブサイトの品質標準を明確にし、新たな法規制の導入とセキュリティの強化によって、このような技術革新による解決方法の信頼を高める。

行 動	担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 第一・二次健康管理プロバイダーが、地域ネットワークを含む、健康管理テレマティックスを使えるようにする。 	加盟国	二〇〇二年末

修正期に至るEUの情報基盤政策 (一)

<ul style="list-style-type: none"> 基準によるベンチマークにより、認められ広まった欧州における電子健康管理サービスの模範事例選定。 健康関連のWebサイトの質的基準の確立。 健康技術とデータの評価ネットワークの確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国 欧州委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇二年内 のできるだけ 早い時期
<ul style="list-style-type: none"> 健康技術とデータの評価ネットワークの確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国 民間部門 欧州委員会 加盟国 民間部門 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇二年末

(二〇) グローバルネットワークに向けた欧州デジタルコンテンツ

要点…EU各国は異なる文化と言語のコンテンツを開発することに優れている。これをベースにして、欧州デジタルコンテンツの開発と利用を促進するプログラムをスタートする。

	行	動	期	限
<ul style="list-style-type: none"> 公的部門情報による営利活動の援助と主要なデータ集合の欧州デジタルコレクションの確立のための行動を含む、世界的ネットワーク上の欧州デジタルコンテンツの開発と利用、並びに情報社会の言語的多様性の促進のための事業の立ち上げ。⁽¹²⁾ 共通テーマの設定、利用可能なリソースのカタログ化、相互運用を確保する等、加盟国を縦断するデジタル化事業のための協力機構の創出。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国 民間部門 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会 加盟国 民間部門 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇〇年末 	<ul style="list-style-type: none"> 二〇〇〇年末

(二一) インテリジェント交通システム

要点…ヨーロッパの交通部門は交通の混雑や輸送能力の不足等いくつかの問題を抱えている。Single European

SDや非常時のロケーション情報システムを含む、高度な処理能力を持つ道路交通システムを開発する等を計画する。⁽¹²²⁾

行 動	担当機関	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ・一・二番によるもの（ユニバーサルサービス指令により新たに提案されたもの）を含む、緊急サービスに対する地理情報の提供。 	欧州委員会 欧州議会 閣僚理事会	二〇〇一年内 のできるだけ 早い時期
<ul style="list-style-type: none"> ・‘Single European Sky’の確立。 	欧州議会 閣僚理事会	二〇〇二年末
<ul style="list-style-type: none"> ・「欧州における旅行者情報サービスの配備への民間部門の参加」に関する勧告の実行。 	加盟国 民間部門	二〇〇〇年末
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通のためのインテリジェント交通システムの計画の配布。 	欧州委員会 欧州議会 閣僚理事会	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> ・高速鉄道のための無線通信の仕様の採択に関する欧州委員会決定。 	欧州委員会 加盟国	二〇〇〇年末
<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の海運と内陸水運の報告並びに情報システムのための指令の採択。 	欧州委員会 欧州議会 閣僚委員会	二〇〇一年末
<ul style="list-style-type: none"> ・ガリレオ計画（Galileo Infrastructure）⁽¹²⁴⁾のさらなる開発についての指令の採択。 	欧州委員会 欧州議会 閣僚理事会	二〇〇〇年末

欧州委員会は、二〇〇〇年二月のニース欧州理事会で eEurope2002 の進捗状況を報告⁽¹²⁾。さらに二〇〇一年三月、同月のストックホルム特別欧州理事会向けに「eEurope2002 イニシアティブの効果と優先事項に関するコミニケ」⁽¹³⁾を発表した。このコミニケは、インターネットの普及及び利用状況に関するベンチマーキングと今後⁽¹⁴⁾のアクションのための優先事項について記述している。特に電気通信市場の自由化による接続料金の低廉化によるインターネットの普及、並びに八〇%に急成長した学校でのネット利用について触れている。また、欧州委員会は二〇〇二年二月二二日に「eEurope ベンチマーキングレポート (eEurope Benchmarking Report)」を提出し⁽¹⁵⁾、以下の点を踏まえながら欧州のIT政策が継続されるべきであるとしている。

- 電子商取引市場の拡大を促進するブロードバンド環境。
- 学校教育課程とインターネットのさらなるリンク。
- 政府のオンライン化、電子政府のより一層の推進。

二〇〇二年五月に出された eEurope2005 は、これらを継承し、eEurope2002 の成果として、以下の諸点をあげている。

- 家庭へのインターネットの浸透が倍になった。
- テレコムパッケージ (後述) が定まった。
- インターネットアクセスが安くなった。
- ほとんどすべての会社と学校が接続された。
- 今や世界で最速の研究ネットワークポーンが欧州にはある。

- 電子商取引の法的枠組が大きく定まった。
- より多くの政府サービスがオンラインで使えるようになった。
- スマートカードインフラが立ち上がりつつある。
- Webのアクセス性のガイドラインが加盟国において受け入れられ、推奨されている。

なお、二〇〇一年六月には、中東欧のEU加盟候補国の情報化と経済改革を視野に入れたeEurope+2003アクションプランが発表された(後述)。大枠はeEurope2002と同じであるが、情報社会に向けての基盤整備、環境保護の重要性が加味されている。

三十八 電子商取引指令と電子マネー指令

二〇〇〇年六月八日に、「域内市場における電子商取引の法的側面に関する指令」⁽¹⁸⁾(以下、「電子商取引指令」)が採択され、二〇〇〇年七月一七日に発効し、EU加盟諸国は二〇〇二年一月一六日中に、本指令の遵守に必要な国内法を整備する義務が課せられた(二二条一項)。

本指令では、必要な最小限度の共通規則が設定された。電子商取引サービス提供者に関する規定、電子契約に対する各国の制限除去等が明示された。

本指令は、例えば、B2C (Business to Consumer : 企業と消費者間)に限らず、B2B (企業間)、スポンサー収入や広告収入による無料サービス、オンラインショッピング、オンラインモール、オンライン新聞、オンラインデータベース、オンライン金融サービス、医師・弁護士・会計士・不動産業者等の専門家サービス、オンデマ

ンドビデオ等のエンターテインメントサービス、広告、インターネットのアクセス権を提供するサービス等、放送を除くすべての情報サービスを対象としている。また、EU域外との紛争に際しての法的処理について注意が払われている。

本指令の目的は、「サービスの移動の自由及び創設の自由」というEU単一市場の原則に基づき、規制統合を高レベルで実現することである。指令では、「欧州業界の革新を阻害することなく、競争に悪影響を与えることもないように電子商取引を支障なく推進するには、法的フレームワークは明確かつ単純でなければならず、国際レベルで適用される規則に対して対応可能で、かつ一貫性を持つものでなければならない」とされ、次のような要素があげられている。

(一) サービス提供者の事業設立地に関する定義

指令は、Webサイトやサーバーが設置されている場所やオペレータがメールボックスを持つ場所とは無関係に、オペレータが実際、固定の設置場所を通して経済活動を遂行する場所として構築場所を定義している。したがって、オペレータは、その設置場所を持つメンバー国の監督の対象となる。

(二) サービス提供者の透明性に対する義務事項

指令は、加盟国が他の方法で提供される同様のサービスには適用されない特別な認可手段を情報サービスに対して課すことを禁止している。また、顧客や管理当局が、その活動に關しての基本情報(名前、住所、電子メールアドレス、商業登録番号、必要であれば専門的認証と専門団体の会員資格、VAT番号等)に簡単にアクセスできて入手できるように、加盟国は情報サービスプロバイダーに義務づけなければならない。

(三) 商業通信に対する透明性の要件

指令は、商用通信（広告及びダイレクトマーケティング等）を定義し、消費者の信頼を得て公正な取引ができるように、それにある程度の透明性を要求している。電子メールによる商用通信は、明確に確認できるように求められている。しかし、起源地の法律を適用するという原則なので、A国で合法的なサービスはB国で停止はできない。

(四) 電子的手段による契約の締結及びその有効性

指令は、電子契約上の禁止事項や制限を取り除くように加盟国に要求している。しかし、特に消費者の技術的エラーによる電子契約の結果に対して、法的安全性を確保するために、ある種の情報要件を課すように配慮している。

(五) インターネット仲介業者の責任性

現存の法的な不明確性を除き、また加盟国間の異なる取扱を避けるために、指令では、サービスプロバイダーの役割が、情報の蓄積等、第三者からの情報の「単なる伝達」及び他の「仲介」活動の場合、仲介者の責任を除外している。

(六) オンラインによる紛争解決

指令は、現存のEU法と国家の法律が施行されるように、メカニズムを強化しようとしている。これには、新しいオンライン紛争調停システムの推進が含まれる。指令は、オンライン環境に適切な速くて効果的な法的救済を提供することも要求している。また、指令の下に作成された規則違反への対応義務が効果的、調和的かつ回避的であることも要求している。

(七) 国家機関の役割

指令は、国内法の相互認識という国際原則と、起源地原則を情報サービスに適用することを明示している。ケー

スバイケースにより、公衆の利益を守るために、他の加盟国から提供される情報サービスに、加盟国が指令の下で制限を課することができる。しかし、そのような制限は、その目的との調和が必要であり、特定の対応がなされた後の調和も必要である。

二〇〇〇年九月一八日には、いわゆる「電子マネー指令」⁽¹²⁾が採択された。この指令は、「電子マネー機関」(EMI: Electronic Money Institute)の概念を導入して、EMIsに「欧州統一パスポート」を提供する。

この指令によると、電子マネーとは「チップカードや計算機メモリ等の電子装置に保存され、一般に制限された金額の電子決済に利用するという目的を意図している、硬貨と紙幣の電子的な代用品」である。この指令では、受理されたファンドが即座に電子マネーと交換される場合、「クレジット機関指令」三条によって、電子マネーの発行は預金受入業務とはならない。他方、発行機関と取引のある預金口座に残された預金残高となる電子マネーと引き換えの公的ファンドの受領は、「クレジット機関指令」により預金や他の払い戻しできるファンドの受領となる。しかし電子マネーの買戻し可能性は、電子マネーと引き換えに受領されるファンドが預金や他の払い戻しできるファンドと見なされることを本来的には意味しない。買戻しの可能性は、常に額面通りの金銭的価値なのである。なお、二〇〇〇年一月に発行された声明において、欧州委員会は電子決済の分野に法律が確実に追いついていくかどうか懸念している。また、電子商取引や金融サービスに関するグリーンペーパーでは、先述のGBDeと同様、とりわけインターネット決済に特別の注意を払っている。

(1) 欧州ではITではなく、ICT (Information and Communication Technology) と呼ぶのが通常である。

(2) なお、本稿の記述や構成については、日本情報処理開発協会 (JIPDEC) 『主要国における情報政策に関する調

査研究」(二〇〇一、二〇〇一、二〇〇三年、並びに、KDDI総研「拡大EUにおける電気通信政策及び拡大EUが世界の通信市場に及ぼす影響の考察」国際コミュニケーション基金、二〇〇五年等の報告書に負う所が大きい。

- (3) なお、Commission of the European Communities は、EC (European Communities : 欧州共同体) の委員会である。
 - (4) ただしこの表記は、政策課題はもとより、政治的な協力を要する問題や、閣僚理事会で合意し得なかった高度な政治的判断を必要とする問題等を加盟国首相クラスが協議する「欧州理事会あるいは首脳会議(サミット)」(European Council) と紛らわしう。なお、Council of European Union は、単に the Council (理事会) とも言われたり、パリ条約(Treaty of Paris : 一九五一年四月調印) 以来の慣行で、Council of Ministers と呼ばれたりするところもある。
 - (5) 実際には、欧州議会との共同決定という場合も多い。
 - (6) Official Journal of the European Union (二〇〇三年一月三十一日まで) は、Official Journal of the European Communities)。
 - (7) 二〇〇四年六月、EU憲法条約草案が合意され、加盟国は二〇〇六年末までに批准することとされ、この憲法条約により、二〇〇七年以降は Council of European Union (閣僚理事会) は Council of Ministers (一の一九条二項、一の二三条) に、Court of Justice of the European Communities (欧州司法裁判所) は Court of Justice of the European Union (一の一九条、一の二九条) に名称変更されることと、指令 (Directive) は枠組法 (欧州枠組法) に、規則 (Regulation) は法律 (欧州法) とされることとなった。
 - (8) 名称は一九九九年九月の組織改革以降のもの。
 - (9) http://europa.eu.int/comm/dgs/information_society/index_en.htm
- なお、日本の総務省とEU情報社会総局は、毎年「日・EUハイレベル情報通信技術(ICT)協議」と日程的にそれに続く「日EU・ICTシンポジウム」を開催している。二〇〇五年までのシンポジウムの内容は以下の通り。

日 程	場 所	テ ー マ
二〇〇三年三月五日	東 京	全ての人々のための情報社会に向けた競争促進政策
二〇〇四年六月八日	ブリュッセル	VOIPに関する官民の課題と展望

二〇〇五年一月二日	東京	ワイヤレスブロードバンドの技術動向とビジネスモデル
-----------	----	---------------------------

- 筆者は、二〇〇三年シンポに出席したが、当時EU側は日本の通信基盤市場参入への敷居を低くするよう求めている雰囲気であった。ファビオ・コラスанти (Fabio Colasanti) 欧州委員会情報社会総局長と直にお話でき、有用であった。
- (10) http://europacourt/comm/dgs/research/index_en.html
- (11) ただし、情報社会政策については、企業総局 (技術標準、eBusiness、eGovernment、著作権等) や教育・文化総局 (eLearning、eContent 等) の協力もある。
- (12) なお、一九八五年一月よりドロールが努めていた欧州委員会委員長は、一九九五年一月サントール (Jacques Santer、一九九九年まで) に引き継がれた。
- (13) 白田秀彰「消費者とどう断絶」 (<http://orion.hosei.ac.jp/hideaki/discomm.htm>)、参照。
- (14) なお、後述のeEurope等に代表されるイニシアティブは、プログラム (事業) とは異なって予算措置はなされな。これにはEUの会計年度が六年ということの影響もある。
- (15) European Commission, White Paper on Growth, Competitiveness, and Employment: The Challenges and Ways Forward into the 21st century.
- (16) 根拠は、マーストリヒト条約二三〇条「EU及び加盟国は、EU全体の産業競争強化に必要な条件を整備することができる。」(一九九九年五月に発効した現アムステルダム条約「EC条約」では一五七条) である。
- (17) 米国では一九九二年の大統領選挙に勝利したクリントン民主党政権が情報スーパーハイウェイ構想を打ち出し、後のインターネット革命への助走を始めていた。こうした動きがヨーロッパにも徐々に影響を及ぼしたとされる。土屋大洋「ヨーロッパのサイバー・コミュニティ統合のパラドックス」財団法人C&C振興財団委託事業『サイバーコミュニティ調査研究報告書Ⅱ ネットワークによる組織形成の新展開』国際社会経済研究所、二〇〇四年、九一頁、参照。
- (18) 既に一九八六年二月にEC加盟国で調印された「単一欧州議定書 (Single European Act: 一九八七年七月一日に発効)」において構想されていたTENは、マーストリヒト条約第三条でその確立・発展の促進を、第二一九条b項では、国境のない地域を実現する手段として、運輸・通信・エネルギー分野のTEN構築及びネットワークの相互接続・相互運

用性の確立とネットワークアクセス促進の必要性が規定された。現アムステルダム条約では一五四条において、国境を越えた地域を実現する手段として、運輸・通信・エネルギー分野におけるTEN構築、ネットワークの相互接続・相互運用性の確立、ネットワークアクセス促進の必要性が記されている。

(19) Pan-European Telecommunications Network (汎欧州ネットワーク) 政策とも呼ばれる。後に、e-TEN (http://europa.eu.int/information_society/activities/eten/index_euhm) となる。

(20) なお、バンゲマンはEUの第五次拡大を念頭に、一九九五年六月、EU-CEC Information Society Forum をブリュッセルで開催し、中東欧の政府行政担当者や産業指導者らを招いてEUの情報政策との摺り合わせを試みている。

(21) Recommendations for the European Council - Europe and the global Information Society, Brussels, 26 May 1994.

(22) バンゲマン・レポートは「欧州版NII」といわれた。この背景には、米国では、一九九三年九月に政府のアクションプランとして、NII (National Information Infrastructure) を敷衍するNII行動アジェンダが発表されたほか、一九九四年三月には、ゴア副大統領が、ITU (国際電気通信連合) の開発会議 (発展途上国を中心とする二五カ国が出席) における演説の中で、GII (Global Information Infrastructure) 構想を明らかにしたこと、さらに、同年九月に開催された世界電気通信閣僚会合においても、米国は同様にGII構想をアピールし、世界の情報基盤整備に関して先導的立場を取ろうとしていることがあったとされる。情報システム安全対策研究会『情報システムの安全対策に関する中間報告書』警察庁、一九九六年、第一編一―(三)、参照。

(23) Op. cit, Recommendations for the European Council - Europe and the global Information Society, p. 21.

(24) Europe's way to the Information Society : an action plan (COM (94) 347 final, 17. 07. 94).

(25) 詳しくは、内閣府・三菱総合研究所『欧州における情報通信分野の研究開発動向調査』二〇〇一年、三章一―一四頁、参照。

(26) 詳しくは、同上、二章五〇―五二頁、参照。

(27) これは、一九八五―一九九五年まで実施された、電気通信分野の研究を通じて、統一規格に基づく設備・装置・サービスの市場をヨーロッパ全域に形成することを目的とした、RACE (Research and Development in Advanced Communication Technology for Europe : ヨーロッパ先端通信技術開発) の後継である。

- (28) 一九八四年の第一次フレームワーク計画以来の情報社会技術支援プログラムであり、競争前段階における先端技術の共同研究を助成した。
- (29) 他のプログラムと若干異なり、新技術の開発よりヨーロッパ全域での通信の平等な運営と相互乗り入れを確立することを目的とし、そのための標準規格、アーキテクチャー、機能仕様の策定等を対象とした。新交通管制システムや在宅医療等、情報通信工学と他の諸技術を組み合わせることにより創造されるシステムを対象とした。
- (30) 日本情報処理開発協会先端情報技術研究所「欧州情報技術振興プログラム一覧」『欧州の主要情報技術プロジェクト』一九九八年、第三章、参照。
- (31) IDA並びにこの頃の欧米の電子政府、PKIに関しては、情報処理振興事業協会セキュリティセンター『各国電子政府及びPKIプロジェクトの調査』日本情報処理開発協会、二〇〇二年、参照。
- (32) 後にIDABCに統合される。
- (33) <http://europa.eu.int/idabc/>
- (34) 以下の記述については、岩尾哲男「欧州通信市場の新たな動向―競争の進展と規制緩和―」『郵政研究所月報』N o. 112、一九九八年、参照。
- (35) 一九九一年三月にBT (British Telecommunications) とMercuryによるデュオポリー(複占)体制が解消されるまで、設備事業者の新規参入は不可能であった。
- (36) ローマ条約を改定し、一九九二年までにECの機構・制度を改革し、EC域内市場を創設するという目標を定めた「単一欧州議定書」は一九八七年七月一日に発効する。
- (37) Towards a Dynamic European Economy - Green Paper on the Development of a Common Market for Telecommunication Services and Equipment.
- (38) 欧州共同体時代の一九八四年二月に出た二つの理事会勧告の内、「電気通信の分野における調和化の実施に関する理事会勧告」が「調和化」を、「公衆電気通信の契約へのアクセスの開放の第一段階に関する理事会勧告」が「自由化」を既に提唱していた。
- (39) 政策実施と事業運営を両方行う事業体。当時のEC諸国ではこの形態が通常であった。

- (40) Towards a competitive Community-wide telecommunications market in 1992 - implementing the Green Paper on the development of the common market for telecommunications services and equipment (communication from the Commission).
- (41) これに基づき、一九八八年、欧州電気通信標準化機構 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) が設立され、GSMデジタル携帯電話のグローバルスタンダードを生み出した。
- (42) Commission Directive 88/301/EEC of 16 May 1988 on competition in the markets in telecommunications terminal equipment.
- (43) Commission Directive 90/388/EEC of 28 June 1990 on competition in the markets of telecommunications services. なお、本指令⁴⁶⁾、Commission Directive 96/19/EC of 13 March 1996 amending Directive 90/388/EEC with regard to the implementation of full competition in telecommunications market 等⁴⁷⁾の後、様々な指令で修正された。
- (44) Council Directive 90/387/EEC of 28 June 1990 on the establishment of the international market for telecommunications services through the implementation of open network provision.
- (45) Council Directive 91/263/EEC of 29 April 1991 on the approximation of the laws of the Member States concerning telecommunications terminal equipment, including the mutual recognition.
- (46) 1992 Review of the situation in the telecommunication.
- (47) The implementation of full competition in telecommunications markets.
- (48) また一九九六年には、独占的電気通信事業者 (P.T.O.: Public Telecommunications Operators) がCATV網を提
供することを禁止するいわゆる「CATV所有指令」も出された。
- (49) 参入事業者数限定権等。
- (50) このような猶予期間の設定によるノーマライゼーションも調和化の要素である。桑原秀史「通信と放送の融合市場における産業組織と競争政策に関する国際比較研究」電気通信普及財団『研究調査報告書』No. 20、二〇〇五年、二二二頁、参照。
- (51) 「完全自由化指令」発効の段階では、欧州委員会では基本電話サービスのこのこととしていた。

- (52) Directive 97/13/EC of the European Parliament and of the Council of 10 April 1997 on a common framework for general authorizations and individual licences in the field of telecommunications services.
- (53) Directive 97/33/EC of the European Parliament and of the Council of 30 June 1997 on interconnection in Telecommunications with regard to ensuring universal service and interoperability through application of the principles of open network provision (ONP).
- (54) 当時「ユニバーサルサービスの定義」内容について、域内各国で解釈がいろいろあった。
- (55) Directive 97/51/EC of the European Parliament and of the Council of 6 October 1997 amending Council Directives 90/387/EEC and 92/44/EEC for the purpose of adaptation to a competitive environment in telecommunications.
- (56) Green Paper on the Convergence of the Telecommunications, Media and Information Technology Sectors, and the Implications for Regulation - Towards an Information Society Approach, European Commission, Brussels, 3 December 1997.
- (57) Council Directive 92/44/EEC of 5 June 1992 on the application of open network provision to leased lines (専用線 ONP指令) / Directive 98/10/EC of the European Parliament and of the Council of 26 February 1998 on the application of open network provision (ONP) to voice telephony and on universal service for telecommunications in a competitive environment (音声ONP指令) / Directive 97/33/EC on Interconnection and Telecommunications (相互接続指令)。
- (58) KDD総研『R&A』、一九九六年五月号、四三頁。
- (59) 通信機械工業会『C I A』第五回情報通信海外調査報告書—欧州連合、北欧を中心に—、一九九八年、一章三頁、参照。
- (60) Living and working in the information society: people first, Green paper, 1996. 先述の「情報社会に向けて欧州が取るべき多岐多策—アクションプラン最終版 (Europe's way to the Information Society: an action plan (COM(94) 347 final, 17. 07. 94))」の改訂版である。
- (61) Europe at the forefront of the Global Information Society: Rolling Action Plan, 1996/11, 1997/6.
- (62) これに先づ、一九九五年二月—四月—二十六日のG7ブリュッセルサミットで初の「情報化社会に関する閣僚会議」が開か

れ、「グローバル情報社会 (Global Information Society)」の概念が公認され、中小企業向けの電子商取引に触れた国際プロジェクトがスタートしたことも影響しているものと思われる。しかし、このサミットでは、「そこには四〇名ほどの産業界の代表が特別に招かれていたが、市民社会の代表の姿はなかった。…情報格差については触れられもしなかった」(アルマン・マトラール、佐藤健彦訳「世界情報社会サミットで目指すべきこと」『ル・モンド・ディプロマティーク』、二〇〇三年八月号)と指摘されるように、アメリカ型の情報政策が推進されている。

(63) Communication and directive on secure transactions including digital signatures in electronic commerce.
(64) Communication on a European standardisation initiative for electronic commerce.

(65) A European Initiative in Electronic Commerce, Communication to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions.

(66) ユーロによる通貨統合は、後の一九九九年一月に一応実現した。

(67) A European Initiative in Electronic Commerce, 1997より。日本情報処理開発協会先端情報技術研究所『情報先進国の情報化政策とわが国の情報技術開発における重点分野の選択指針Ⅱ』、二〇〇一年、四四頁、参照。

(68) 一般的には「構造基金 (structural funds)」と直訳される。

(69) 何れもEUにおける教育促進プログラム。

(70) Building the European information society for us all - First reflections of the High Level Group of Experts, Interim Report, January 1996. Building the European information society for us all : final policy report of the high-level expert group, European Commission Directorate-General for Employment, Industrial Relations and Social Affairs - Office for Official Publications of the European Communities, 1997.

(71) 矢澤修次郎「諸国民国家の情報社会化政策」二橋論叢 二二〇巻四号、一九九八年、一一九頁。

(72) The social and labour market dimension of the information society: people first, the next step.

(73) 詳しくは、前掲、内閣府・三菱総合研究所『欧州における情報通信分野の研究開発動向調査』、二〇〇一年、二章八、三四頁、参照。

(74) 日本情報処理開発協会先端情報技術研究所『情報先進国の情報技術政策の動向』、二〇〇二年、三三三頁、参照。

- (75) 日本では、国が知的所有権を主張する場合があるが、FP5では、「補助金支出は経済活性化や雇用拡大に寄与することが目的で、知的所有権が目的ではない」としている。
- (76) 前掲、日本情報処理開発協会先端情報技術研究所『情報先進国の情報技術政策の動向』、二〇〇二年、三四頁、参照。
- (77) 前掲、通信機械工業会『CIAJ第五回情報通信海外調査報告書』欧州連合、北欧を中心に」、一九九八年、一章二頁、参照。
- (78) 同上、一章三頁、参照。報告書は「Communication on Globalization and the Information Society, 1998.
- (79) 当時、日本は官民の協力体制、米国は業界の要請があれば政府が参加するという形であった。
- (80) 二〇〇一年段階で、六四社がメンバーとして登録されている。主な参加メンバーとしては、富士通、日立、NEC、松下、東芝、NTT、東京三菱銀行、三井物産、野村総研、シャープ、Freetel、Acer、AOL、Disney、Time Warner、IBM、Nortel、HP、Vivendi、Universal、Bertelsman、Brokat AG、Cable & Wireless、DaimlerChrysler、Deutsche Bank、Deutsche Post eBusinessGmbH、Deutsche Telekom、France Telecom、Mediaset、Nokia、SiC、Siemens、Standardata、Telefonica等。
- 岸上順一「GBD。におけるEC（電子商取引）への問題提起」日経『IT BUSINESS & NEWS』ネット時評、二〇〇一年三月一六日、参照。ただし、二〇〇三年に三九社に減少している（電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるEC推進状況調査報告書二〇〇三』、二〇〇四年、九六頁）。
- (81) 日本代表は、西川太一郎経済産業省副大臣。
- (82) <http://www.gbde.org/>
- (83) 電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるEC推進状況調査報告書二〇〇〇』、二〇〇一年、三三―三五頁、参照。
- (84) 電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるEC推進状況調査報告書二〇〇一』、二〇〇二年、七二―七三頁、参照。
- (85) 電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるEC推進状況調査報告書二〇〇二』、二〇〇三年、七四―七六頁、参照。
- (86) 前掲、電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるEC推進状況調査報告書二〇〇三』、二〇〇四年、九六―九七

頁、参照。

- (87) 無線認証 (Radio Frequency Identification) 技術。ＩＣタグに実装される。
- (88) これに向けての準備状況については、電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるＥＣ推進状況調査報告書二〇〇四』、二〇〇五年、八九九〇頁、参照。
- (89) この年、サンテールから委員長を引き継ぐ。後、二〇〇四年十一月にポルトガル前首相バロゾ (Jose Manuel Durao Barroso) に引き継ぐ。
- (90) Europe - An Information Society For All, Communication on a Commission Initiative for the Special European Council of Lisbon, 23 and 24 March 2000. なお、二〇〇一年一月には、これを補足する『Job Strategies in the Information Society』が出される。
- (91) 構想は二〇〇〇年三月のリスボンサミットで正式に採択された(後述)。
- (92) eEurope のＩＴ戦略がインターネット接続の確保に焦点を当てている点で、ややアメリカのスーパーハイウェイ構想に寄った向きもある。谷口洋志「新しい経済フロンティアをひらく主導的産業にＩＴをどう育成するか」日本学術会議・経済政策研究連絡委員会シンポジウム(二〇〇一年三月二十八日)報告書『新しい社会経済システムと経済政策学』二〇〇一年、四〇―四七頁、参照。
- (93) 後述の「テレコムパッケージ」で述べる、一九九九年コミュニケを根拠にしている。
- (94) 田中信世「EUの中小企業電子化行動計画―GoDigital 制定の背景と狙い―」『国際貿易と投資』N. 49、国際貿易投資研究所、二〇〇二年、八三―九四頁、参照。
- (95) 二〇〇二年四月には、Regulation (EC) No 733/2002 of the European Parliament and of the Council of 22 April 2002 on the implementation of the . eu Top Level Domain が、二〇〇四年四月に、COMMISSION REGULATION (EC) No 874/2004, Laying down public policy rules concerning the implementation and functions of the . eu Top Level Domain and the principles governing registration が出される。
- (96) これに基づき、欧州委員会は二〇〇四年四月リスボンで Smart Card Summit を主催し、官民三三組織が参加して Smart Card Charter という行動計画に合意し、二〇〇〇年六月、閣僚理事会が承認した。共通仕様の中心部分の策定

- (二〇〇〇年末まで)、スマートカードを用いた相互運用のできるシステムの実現 (二〇〇二年末まで)、スマートカードを用いた認証を全電子商取引に導入 (二〇〇二年末まで) が目標であった。なお、セキュリティを確保したICカード (スマートカード) は、各国機関でISO、IECによる標準化と関連づけられた。
- (67) Directive 1999/93/EC of 13 December 1999 on a Community framework for electronic signatures.
- (98) 米丸恒治訳「資料」EU電子署名指令』『立命館法学』二二六八号、一九九九年六月、二七六一―二七三頁による。
- (69) eEurope: An Information Society For All (Speech by Mr. Erkki LIHKANEN).
- (100) なお、二〇〇〇年二月には「情報社会における雇用戦略」(Strategies for jobs in the information society COM (2000) 48) が出されている。
- (101) 先述の如く、「電子署名指令」はすでに一九九九年十二月に採択されていた。
- (102) 「電子商取引指令」は二〇〇〇年八月に採択されることになる(後述)。
- (103) この時点で既に Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (Directive 97/66/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector) があった。前者を「個人情報保護指令」(後者を「データ保護指令」ということが多いが、前者も「データ保護指令」と呼ばれることもある。後者の97/66/ECは二〇〇二年七月に採択された「データ保護指令」(後述) によって後に廃止される。ちなみに一九九八年一月二四日に発効した前者の「個人情報保護指令」二五五条は、個人データに関する十分なレベルの保護が行われていない第三国への個人データの移動を禁じているが、二〇〇〇年一月、欧州委員会は、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ドイツ、アイルランドの五カ国に対し、国内法に「EUデータ保護指令」を十分に反映させていないとして、欧州裁判所に提訴すると発表したが、進展は遅かった。なお、一九九八年三月には「情報ハイウェイにおける個人データ処理及び収集に係る個人情報保護のためのガイドライン案」が出されている。
- (104) ここでは失業率ではなく、就業率が数値目標として設定されたことも日米とは異なるEUの視点として注目される。
- (105) 田中友義「IT革命とeEurope」『国際貿易と投資』No. 45、国際貿易投資研究所、二〇〇一年、三四頁、参照。

- 先述の eEurope イニシアティブもこれを意識していた。もっとも、リスボンサミットから一年経たない間にアメリカで IT バブルの崩壊が始まり、ニューエコノミー神話は崩れた。
- (106) ニューエコノミー、リスボン戦略に対応した加盟各国当時の状況については、「IT への取り組み本格化（欧州）『ユーロトレンド』二〇〇〇年一〇月号、Report 5、五四-七五頁、参照。
- (107) Presidency Conclusions: Lisbon European Council, 23 and 24 March 2000.
- (108) リスボンサミットでの指摘事項は、後述の eEurope2002 マクシモンプランにまとめられている。
- (109) eEurope2002 An Information Society For All, Draft Action Plan.
- (110) eEurope2002 An Information Society For All, Action Plan prepared by the Council and the European Commission for the Feira European Council, 19-20 June 2000.
- (111) わが国の一連の eJapan 政策のモデルとなった。木村忠止「米欧アジア諸国の IT 政策と日本」『行政 & ADP』行情報システム研究所、二〇〇二年一月号、一八頁、参照。
- (112) 当初は、リスボン戦略の進捗に限ってのみ開かれるとされていた。
- (113) 「(三) 安全なネットワークとスマートカード、(四) 青少年をデジタル世代に、(五) 知識基盤型経済における労働、(六) 知識基盤型経済への全市民の参加」については、ECOM 調査レポート「ベンチマーク報告―欧米編―」電子商取引推進協議会、二〇〇二年、五四-五八頁、参照。
- (114) 後述するテレコムパッケージの一九九九年コミュニケーションレビューにより提言されていた五つの指令。二〇〇二年初頭に、枠組（フレームワーク）指令、認可指令、アクセス指令、ユニバーサルサービス指令、競争指令として実現する。
- (115) 先述の一九九〇年六月「サービス自由化指令」を修正・強化する指令。二〇〇二年、Commission Directive 2002/77/EC of 16 September 2002 on competition in the markets for electronic communications networks and services（実現した（後述））。
- (116) Internet Protocol version 6、インターネットの基盤となる IP（Internet Protocol）の次世代バージョン。
- (117) 先述。
- (118) 暗号化の仕組み。現状の IPv4 ではオプションだが、IPv6 では標準である。

- (119) 欧州裁判外ネットワーク (European extra-judicial network)。域内の裁判外紛争処理連携のため、各国間の苦情機関等を結ぶネットワーク。二〇〇一年一月に試験運用を開始。加盟国の機関が情報センター (clearinghouse) を設置し、消費者に必要とする以下の情報やアドバイスの提供を行う。
- ・ 海外のADR機関に関する情報の提供。
 - ・ ADR機関への申立の仲介。
 - ・ 助言、翻訳サービス等のサポートの提供。
- (120) 前掲、情報処理振興事業協会セキュリティセンター『各国電子政府及びPKIプロジェクトの調査』、二〇〇二年、一〇八頁、参照。
- (121) これに基づき、二〇〇一―二〇〇四年、eContentプロジェクトが稼動した (http://europa.eu.int/comm/information_society/econtent/index_en.htm)。これは研究開発計画ではなく、既存の技術を活用し、新しいビジネスモデルに基づいた製品やサービスを短期間での市場化をめざしてテストするものである。複数国間における公共情報の利用やアクセスの改善 (美術作品のデジタル保存等) や、多言語多文化環境用コンテンツの開発等を行った。後に eContent plus に引き継がれた (後述)。
- (122) 欧州航空領域統一システム (http://europe.eu.int/comm/transport/air/single_sky/index_en.htm)。航空機等の管制システムの統合事業。
- (123) 後述。
- (124) EU版のGPS計画。フアマン・ミヒャエル「EUの横断運輸ネットワークとガリレオ計画」『THE WORLD COMPASS』三井物産戦略研究所、二〇〇四年四月号、二二―二七頁、参照。
- (125) これ以降、毎春のサミットで、欧州委員会がeEuropeの進捗状況を報告することが決まった。
- (126) Communication on the Impact and Priorities of the eEurope 2002 Initiative。
- (127) 鈴木邦成「EUにおける情報通信政策の展開」日本国際経済学会関東支部資料、二〇〇四年五月二十五日、並びに、電子情報技術産業協会『欧州における電子商取引のルール整備等に関する調査』、二〇〇三年、一七―二四頁、参照。

- (128) Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services⁶ in particular electronic commerce⁷ in the Internal Market (Directive on electronic commerce). 前掲「電子商取引推進協議会成果報告書『海外におけるEC推進状況調査報告書10000』(2000年) 七一―一〇四頁、大仲末雄「電子商取引の法的諸問題」『神戸学院法学』三三卷二号、二〇〇三年、一一〇―一二四頁、参照。
- (129) Directive 2000/46/EC of The European Parliament and of The Council of 18 September 2000 on the taking up, pursuit of and prudential supervision of the business of electronic money institutions.
- (130) Directive 2000/12/EC of 20 March 2000 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions.
- (131) Directive 2000/28/EC of The European Parliament and of The Council of 18 September 2000 amending Directive 2000/12/EC relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions. 240 頁 若干修正あり。